



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（9）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 53(2), 340-296
Issue Date	2002-07-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15145
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(2)_p340-296.pdf



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（9）

— アウクトル・ヴェートウスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上53巻1号)
43・1～47・1	(以上本号)
47・2～	(次号以下)

おわりに

43・1¹⁾ 主君が彼の家臣から、もう一人の(=別な)家臣の訴えによって所領を判決をもって剥奪する(ないし、した)(*verdelet*)場合に、²⁾ ³⁾主君は訴えた者(ないし、原告)に(*den klegere*)、以前にはかの者——所領を判決をもって剥奪された(*verdelet is*)²⁾者——のものであった(ないし、かの者がもっていた)所領のゲヴェーレの中に入る(ないし、所領を占有する)よう指定(ないし、指示)す(*wisen in de gewere des gudes*)べきである。³⁾【〔それ(=その所領のゲヴェーレ)を彼は、6週間、利用なしにまた収益なしに(*ane nut unde ane gelt*)保持すべきである〕】。⁵⁾しかしながら、かの(所領を判決をもって剥奪された)者は、彼の所領を引き戻すべき(*ut to tende*)彼の年期をもつ。⁴⁾

- 1) この条項は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目されるもの)であり、ある家臣からそれまで彼が占有していた所領が、他の家臣の訴えにもとづいて、(レーン法廷の)判決をもって剥奪される場合のことを扱っている。しかし、この条項の論旨を把握するには、*verdelen*の語(註・2の箇所)の用法を正確に理解することが前提になるだけでなく、*Ordnung IVc*のテキストにおける補足(註・5の箇所)に惑わされないことが必要である。そこで諸者諸賢には、まず *Ordnung IVc*のテキストにおける補足(註・5の箇所)を飛ばして、「ドイツ語第1版」に属するテキスト(とそれについての訳註)をお読みになった上で、最後に *Ordnung IVc*のテキストにおける補足(とそれへの訳註)をお読みいただくことをおすすめしたい。訳註・4と5の順番が逆になっているのはそのためである。
- 2) 「主君が彼の家臣(A)から、もう一人の家臣(B)の訴えによって所領を判決をもって剥奪する場合」というのは、具体的にはどのような場合か。「もう一人の家臣(B)の訴えによって」の一句により、まず、次のことが判る。すなわち、このケースにおいては、「彼の家臣」(A)が現に(問題の)所領を占有している(次註・3の箇所をも参照)。それに対して、「もう一人の家臣」(B)が(主君に、または、そのレーン法廷で)その所領はほんらい(=法的には)自分の(=Bが占有すべき)レーンであり、Aの占有は「不法」であるとして訴え、(その結果)、Aからその所領が(レーン法廷の)判決をもって剥奪される、ということがそれである。しかし、この条項で扱われているのは、BとAが(主君の)レーン法廷での対審を通じて、つまり、たとえばラント法2・42・1(や2・42・4)の家臣のように(この点については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV1・86、註・3)、1457~1461頁を参照)、ある所領の帰属をめぐる原告・被告として法廷で争い、その結果(自分の主張を立証しえなかった)Aが敗訴してその所領についての「占有権」を否認される、というケースは含まず、Bから訴えられたAが主君による召喚に 응ぜず(最後まで)レーン法廷に出頭しなかったために、判決をもって所領を剥奪された

ケース(だけ)である、と考えなければならない。

なぜこの条項はそのように理解しなければならないのか。さしあたり指摘しておくべき理由は次の三つである。① *verdelen* の語は、「レーン法」においては、特に主君による家臣の「問責」の際に、家臣に対する制裁として、家臣から所領が「剥奪される」という意味で用いられる。主君による家臣の問責の契機になるのは、家臣の「罪過」(*scult*) や(レーン法廷への)不出頭であり、したがって、この語は(レーン法廷に召喚された)家臣の不出頭に対する制裁として所領を「剥奪する」という意味でも用いられるが、所領の帰属を争う(言わば)「民事訴訟」において敗訴した者が訴訟物を「失う」(*verlesen*)、あるいは、その者から訴訟物が「奪われる」(*af gewonnen werden*) の意味で用いられることは(この条項以外の箇所では)ない。この点については、前出レーン法 8・1、註・3 でも挙げた石川「補論」、註・70、540頁以下(特に541頁)、ならびに、前出レーン法 38・4 (=AV 1・94)、註・4 と 8、および、レーン法 42・1 (=AV 1・105)、註・8 を参照されたい。② このレーン法 43・1 では、後に(註・4 の箇所)、「かの者(A)は、彼の所領を引き戻すべき年期をもつ」と明記されている。もし、本註・2 の箇所が A も出廷して B と所領の占有権をめぐる争い敗訴した場合を(も含めて)想定しているとすれば、なぜ A が(「年期」内に限ってではあれ)所領を「引き戻す」(=その再授封を受ける)ことができるのか、説明がつかない。(もし出廷して敗訴した者にまで所領の引き戻しを認めると、せっかく勝訴した B は再び所領を失い、それを取り戻すためには改めて訴えを起こさなければならず、再びそれに勝訴しても、A がまたもやそれを引き戻すということになって、この所領をめぐる訴訟は果てしなく続き、いつまでも決着を見ないことになりかねないであろう)。③ それに対して、この条項にいたる「レーン法」の叙述の流れを振り返ってみると、次のようになっている。まず、前出レーン法 38・4 (=AV 1・94) で、ある所領を占有している者をそこから逐い出すためには、あらかじめ彼のゲヴェーレ(=彼が現に占有している所領、ないし、それについての占有権)を裁判によって *af(ge)winnen* (否認)しなければならない、という原則が述べられた上で、次のレーン法 39・1 では、「レーン法廷の判決をもって所領を剥奪された (*verdelet wert*) 者」は(所領を主君に返還した者とともに)所領の占有権 (*were*) を失った(ないし、奪われた)ことになる、とされている。この「レーン法廷の判決をもって所領を剥奪された者」(A) は、(当然、前条=38・4 の「彼のゲヴェーレをレーン法廷の裁判によって否認された者」とは異なるはずであり)、同条(=39・1)への註・8 でも述べておいたように、(少なくとも主に)主君によって「問責」され制裁として所領を剥奪された家臣を指す、と考えなければならない。もう少し後(このレーン法 43・1 のすぐ前)のレーン法 42・1 では、(所領を希求すべき家臣、具体的には封相続人および——主君が交替した際には——家臣本人と並んで)所領を「引き戻す」べき家臣(=前出レーン法 39・1 の「所領を判決をもって剥奪された者」と「所領を(主君に)返還した者」)が所領を引き戻すべき年期を懈怠

した(つまり、年期限内に所領の再授封を受けるべく主君の許へ赴かなかつた、ないし、レーン法廷に出頭しなかつた)場合のことが扱われている。こうした叙述の流れとのつながりにおいては、このレーン法43・1の(所領を剥奪される)「彼の家臣」(A)は、もともとBから訴えられたとは言え、それに応訴して(レーン法廷で)Bと所領の帰属について争つ(て敗訴し)たのではなく、(Bの訴えにもとづき)主君に召喚されたにもかかわらず(レーン)法廷に(最後まで)出頭せず、(それに対する制裁として)所領を剥奪された場合である、と理解するのが自然であろう。この点についてはひきつづき次註・3以下の訳註を、また、特に(Bの)「訴え」と(主君による)「問責」の関係については後註・4を参照されたい。

- 3) この(3-3)の件の原文は、den klegere scal de herre wisen in de gewere des gudes, de er jenes was deme dat gut verdelet is であり、それをヒルシユは So soll der herr den kläger in den besitz des gutes einweisen, der bisher jenem zustand ……と訳し(Hi., S. 143)、ショットもこれに追隨して(Sch., S. 291)、いずれも gewere の語を「占有」、wisen の語を「(占有)指定(する)」の意味に解している。「占有指定」(Einweisung)の概念については、前出レーン法6・1(=AV1・24)、註・2、および、特にレーン法10・3(=AV1・30)、註・1、2、3、5で指摘したような問題があるが(ただし、この両条項においては、wisenではなくbewisenの語が用いられている)、この件に限っては、原文の後段(de以下)の副文章を導いているのが(dat gutを承けるべきdatではなく)de gewereを承けるdeであり、このgewereは以前にはAがもっていたものである(=後註・4と5でさらに後述するように、主君による召喚に応せず(最後まで)不出頭を決めこむAが所領の「占有権」をもっていたとは考え難い)から、こうした理解には理由があると考えることができ、上掲・邦訳では(一応)それに従っておいた。ただし、この件を以上のように理解すると、次註・4の箇所(および、後出レーン法65・21)との関係で新たな問題が生まれることになるが、それについては次註・4(および、後註・5)で述べることにする。
- 4) この件で述べられている(=「かの者(A)は彼の所領を引き戻すべき彼の年期をもつ」)ことは、(前註・2でも触れた)前出レーン法39・1と42・1を併せて読むと、(一般に)「所領を判決をもって剥奪された者」は、それによって所領についての「占有権」を失うことにはなるが、所領を引き戻すべき「年期」をもち、年期限内は所領を「引き戻す」ことができるはずだから、それ自体としてはむしろ当然のこととして見過ごされてしまうかも知れない。しかし、この条項のケースでは、前註・2で述べた理解を前提する限り、Aに対するBの訴えがもとになっているので、(Aがそれまで占有していた)所領は(判決をもって剥奪された結果)主君の手に戻るのではなく、Bに対してその「所領のゲヴェーレの中に入る(=その所領を占有する)よう指定(ないし、指示)」されることになる。したがって、この条項のケースについては、(占有指定を受けた)Bは(Aがいまだに占有しているはずの)所領を現実占有することができるのか、また、仮にBが所領を占有できたとしても、A

が年期限内に所領を引き戻した場合には、Bは再び（それについて自分に占有権があると主張し、一旦は占有した）所領の占有を手放さなくてはならないのか、といった疑問が生じることになる。こうした疑問に答えるために、以下において、この条項のケースを後出レーン法65・21 (=AV2・29) で述べられていることと比較してみることにする。

石川「裁判(権)」、25～26頁でも触れたように、「レーン法」では後出65・1から65・22まで、主君によって問責のために召喚されたにもかかわらずそれに応じなかった家臣から所領を剥奪する手続が具体的に詳述されている（し、ひきつづき66・1以下の諸条項、特にレーン法66・2では、さらにそうした家臣が所領を引き戻す手続も述べられている）。それによれば、主君はまず判決をもって（問責すべき）家臣に裁判期日を定めて彼をレーン法廷に召喚する。家臣が出頭しなければ、主君は使者（2人）により出廷するよう彼に3度要求させ、正午まで待つ。同じことを主君は第3の裁判期日まで（3度）繰り返す。それでもなお家臣が出頭しない場合に、主君は（はじめて）家臣から所領を判決をもって剥奪する。レーン法65・21は、家臣から剥奪された所領がその後どうなるかについて、次のように述べている。すなわちその所領は、主君自身またはその使者が（彼の家臣2人が居合せるところで）「(わがものとして) 占取する」(sek underwinden) ことになるが、主君はそれを、1年と1日の間、「利用なしにまた収益なしに」(ane nut urde ane gelt) 保持しなければならない（この点については、次註・5を参照）。家臣がその間に所領を引き戻さなかった場合は、年期の経過後、家臣から所領についての「すべての権利」(al ansprake) が判決をもって剥奪される、というものである。

ここで注意しなければならないのは、家臣から所領が判決をもって剥奪された後、主君（またはその使者）がそれを「占取する」と言われているにもかかわらず、主君がそれを1年と1日の間は（ある意味では）（現実）に「占有」(・支配) していない、と（も）考えられることである。なぜか。ane nut unde ane gelt (halden) は前出レーン法14・1 (=AV1・39)（註・4の箇所）の in nut unde in gelde (hevet) と（正）反対の事態であるから、主君が少なくともその所領を小作人から直接に小作料 (tins) を徴収するという形で「占有」していないことは確実である。（また、もし家臣が所領（の一部）を自分の家臣に（又）授封していたとしても、又家臣は（彼の上级主君である）主君にその「年期」(=6週と1年) 内に授封更新を求めればよいのだから、直ちに又家臣に対する授封（更新）が行われる、ということは考え難い——この点については、前出レーン法25・1 (=AV1・57、1・58) およびレーン法25・3（後段）(=AV1・61)を参照）。特に（レーン法65・21に対応する）AV2・29が、「(主君は) それ(=わがものとして) 占取した所領」を、6週と1年の間（次註・5を参照）、収益なしに (absque redditibus) 保持する」という文の後に、そうする狙いを説明するために、「(「レーン法」では削除された)「家臣が法(の定め)に従いそれ(=所領)を引き戻すことを待ち(ないし、期待し)ながら (expectans)」という一文を付け加えているこ

とを見落とすわけにはいかない。それによって、(さらに、レーン法66・3によれば、家臣が所領を引き戻した場合、家臣に対する問責の審理がようやく(実質的には)始まり、あるいは、家臣がその審理にも出頭しなければ、(結局)所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪されることになる、ということ併せ考えると)、少なくとも家臣がレーン法廷に召喚されてそれに応ぜずに出頭しなかった場合については、「所領を判決をもって剥奪する」、また、「主君がそれを(わがものとして)占取する」のは、所領の「占有」(=実効的支配)を(直ちに)家臣から奪いそれを主君に移すことが目的なのではなくて、所領の「占有権」を家臣から奪いそれを主君に移して(おそらく所領の所在する場所で)宣言(ないし、「公示」)することによって(この点については、後出(レーン法48・1に対応する)AV1・113を参照)、家臣がひきつづきその所領を(適法に)「占有」(・支配)しようとするれば、それを「引き戻す」(=実質的には、主君による召喚に応じて問責手続に服する)ほかないようにする(強制)手段なのである、ということが判るからである。(この点については、後出レーン法66・1以下の諸条項においてさらに検討する)。

そうだとすれば、このレーン法43・1、前註・3の箇所(=「主君は訴えた者(B)に、以前にはかの者(A)のものであった所領のゲヴェーレの中に入るよう指定(ないし、指示)する」)も、(gewereの語そのものは「占有」を意味すると解さなければならぬにしても)、全体としては、(必ずしも直ちにBに所領を占有・支配させるという趣旨ではなくて)、Bに所領の「占有権」があることを確認してそれを宣言(ないし、「公示」)することであり、それによってAが所領を(適法に占有しつづけようとする限り、それを)引き戻さざるをえなくすることが(主な)狙いである(ただし、この場合、Aが所領を引き戻すには、Bに認められた「占有権」を否認することが必要になるはずである——この点については次註・5を参照)、と理解されるであろう(著者が、Bが所領を(現実)に占有する(ないし、しうる)かどうかに関心なもの、一つにはおそらくこのためであろう)。

なお、この条項の解釈を困難にする理由の一つ(ないし、最大の理由)は、「レーン法」には、ある家臣が(現に)「占有」(・支配)している所領について、もう一人の家臣(仲間)がそれを自分の(=自分が占有・支配すべき)レーンであるとして訴求し、家臣仲間同士の間で所領の「占有権」について争われるケースが、このレーン法43・1と少し後のレーン法45・3以外には(あまり)姿を見せず、そのために、そうした「訴え」がどのように扱われるかは、——上述したレーン法65・1以下の諸条項のように——具体的には述べられていないからである。ただし、後出レーン法68・4(=AV2・51)では、「ある家臣(=レーン法43・1のA)が彼の家臣仲間(同じく、B)のレーンを不法に(mit unrechte)占取する(ないし、した)(sek underwint)」場合のことを扱っている(この条項については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV1・86、註・3)、1462~1464頁を参照されたい)。これはレーン法43・1で扱われているのと(少なくとも、基本的には)同じケースであ

る、と考えられるが、レーン法68・4では、この場合、「(Bの所領を不法に占取したとされる) Aは(自らの責=罪過を認めて) 主君に罰金を支払わなければならない、さもなければ聖遺物にかけて(の宣誓をもって) その責(ないし、罪過) から自分を免れさせなければならない」とされている。この条項との関連で指摘しておきたいことが二つある。一つは、(特に少し前のレーン法68・1からのつながりから)、この68・4が家臣が主君に問責されて罰金を支払うケースを扱った条項群の中に位置していることである。それによって、BがAを所領の不法占取のかどで訴えても、レーン法廷では(Bが「原告」になるのではなく) 主君がAを「問責する」という形をとることになる、ということがうかがえるからである。このことは、「レーン法」において主君による問責の手続が詳述されているのに、なぜ家臣仲間同士の所領をめぐる係争の手続について(詳しい) 記述がないのか、ということの(一つの) 説明にもなるであろう。(なお、上掲・邦訳で、註・3の箇所の *klegere* の語を(いきなり「原告」と訳さず)「訴えた者(ないし、原告)」としたのは、以上のことを考えたからである)。もう一つは、(レーン法43・1とは異なり) レーン法68・4では、Aが主君の召喚に応じて(結局) 出頭した場合のことが扱われている(と、考えられる)が、その場合、Aは自らの責(を認めると主君に罰金を支払わなければならないが、それを「聖遺物にかけて」(の宣誓をもって) 否認することができる、とされていることである。本註で上述してきたように、レーン法43・1の(Aが不出頭を続けた場合) BがAからの所領剥奪の時点で所領の「占有権」だけを——それもさしあたりは暫定的に——認められる、と考えても、レーン法68・4のAが(出頭して) 否認した場合とくらべると、必ずしもBにとって(著しく) 不利とは言えない、ということが判る(はずだ) からである(この点についても、ひきつづき次註・5を参照されたい)。

- 5) この件は *Ordnung IVc* のテキストにおける補足であるが、原著者・アイケの考えとは異なるものであり、補筆者の「誤解」にもとづくものと言わざるをえない。理由は二つある。① 前註・4で述べたように、後出レーン法65・21によれば、(問責手続の際に最後まで主君の召喚に 응えず出頭しなかった) 家臣から判決をもって剥奪された所領を主君が *ane nut unde ane gelde* の状態で保持する期間は、「6週」ではなくて、「1年と1日」(AV2・29では「6週と1年」) である。(なお、序に言っておくと、この「補足」は *de (=de gewere)* の語に導かれているが、それも正しくは——レーン法65・21と同じように——*dat* でなければならない、*de* の語を用いたのでは、「所領の占有を、6週間、*ane nut unde ane gelde* (つまり、占有・支配することなく) 保持する」という(不可解な) ことを述べていることになり、何とか辻褃を合わせるために、この条項の *gewere* の語を「占有権」の意味に解すると、Aは「占有権」をもっているのに主君の召喚に 応えずにそれを失った、と解さざるをえなくなる——この点については前註・2を参照されたい)。② 「ドイツ語第1版」では、次の(註・4の箇所の) 一文において、Aが「彼の所領を引き戻すべき年期をもつ」と明記されているから、もしBが「6

週間」だけ所領を *ane nut unde ane gelt* の状態で保持するのだとすれば、Aの「年期」(＝「1年と1日」または「6週と1年」——この点についてはすぐに後述する)の残存期間(＝約10月半、ないし、1年)、Bはそれを *in nut unde in gelde* の中にもつ(＝「占有」することになり、そこから遡って、前註・3の箇所 *wisen in de gewere des gudes* も、「所領を(現実)に占有するように指示する」という意味で(ただしそれには「6週間」の猶予期間がある、と解される余地が生ずるであろう。しかし、こうした解釈では、特に前註・4で論じたような疑問に答えることができないのである。

以上の理由で、*Ordnung IVc* におけるこの件の補足は「誤解」に由来する、と考へざるをえないが、それを検討する過程で気づいたことを二つ、以下に摘記しておくたい。

(1) 上記①で触れたように、(問責手続において最後まで出頭しなかった家臣から判決をもって剥奪された)所領を主君が *ane nut unde ane gelt* の状態で保持する期間は「1年と1日」とされているが、対応する *AV 2・29* ではこれが「6週と1年」になっている(あるいは、なっていた)。この家臣の「年期」についての「1年と1日」と「6週と1年」の差は他の条項にも見られ、すでに前出レーン法 *13・1* (＝*AV 1・103*)、註・3、および、レーン法 *14・4*、註・4でそれに関する私見を述べておいたが、このレーン法 *65・21* (＝*AV 2・29*) の場合は、この問題を解く手がかりを与えてくれるように思われる。すなわち、レーン法 *65・21* では、(家臣から判決をもって剥奪された)所領を主君が *ane nut unde ane gelt* の状態で保持すべき期間を (*AV 2・29* では「6週と1年」とあったものを)「1年と1日」に改め、「この年期が経過した時、家臣がその間に所領を引き戻さない(ないし、引き戻していない)ならば、「人は彼から所領についてのすべての権利を判決をもって剥奪すべきである」、と言う。したがってこの「すべての権利」の剥奪は、「(1年と1日の)年期が経過した後」に行われることになる。ところで、前出レーン法 *42・1* によれば、主君から所領を引き戻すべき年期を懈怠したとして(少なくとも一般には、年期の経過後)問責された家臣は、(その所領を剥奪されるだけでなく)年期の経過後(これは明記されている)さらに所領についての「すべての権利」が判決をもって剥奪されないうちに主君のレーン法廷に出頭すれば、(同条への註・8でも指摘したように、実質的には年期経過後でも)所領を引き戻すことができる、ということになる。また、「レーン法」では家臣が所領(の授封ないし授封更新)を希求すべき「年期」を(対応する *AV* と同じように)「6週と1年」としている条項もある(たとえば、前出レーン法 *25・3* (後段)＝*AV 1・61*、レーン法 *26・1*＝*AV 1・64* など)。これらの条項は次のように考えれば統一的に理解することができるのではないか。すなわち、家臣が所領(の授封)を希求すべき、あるいは、それを引き戻すべき「年期」は、ほんらい(あるいは、法的には)「1年と1日」であるが、主君は(最終的に、あるいは、現実)に家臣から所領を取り上げるためには(この年期の経過後)さらに所領に

ついで「すべての権利」を判決をもって剥奪しなければならない。(レーン法廷は、通常、6週毎に聞かれるとすれば)、そのためのレーン法廷は、一般には家臣の年期限内に最後に開かれたレーン法廷の後6週以内には開かれることになる。年期の懈怠を問責された家臣がその時出廷すれば(すべての権利が剥奪される前に)所領(の授封)を希求し、あるいは、それを引き戻すことは(まだ)可能である。しかし、(年期が始まってから)「6週と1年」の後には(主君が問責の手続を怠らない限り)家臣がもっていた所領についての「すべての権利」は失われてしまう。したがって、「年期」が「1年と1日」というのはほんらい(=法的には)家臣がいつまでに所領(の授封)を希求しあるいはそれを引き戻さなければならないか、という観点から数えた「年期」であり、それに対して、「6週と1年」の方は、現実にならなければ家臣はもはや所領(の授封)を希求しあるいはそれを引き戻すことができなくなるか、という観点から見た「年期」である、というように——。(したがって、前出レーン法14・4、註・4で述べた私見は、家臣から所領についての「すべての権利」が剥奪される手続を補足する必要はあるものの、基本的には間違っていないと言える。また、このレーン法43・1、本註・5の補足における「誤解」は、レーン法14・4、註・4でも触れた後出59・2のケースによって触発された(=それをレーン法65・21のケースと混同したことにもとづく)可能性があることも判るであろう。なお、この問題については、後出の関連諸条項においてさらに検討を重ねたい)。

(2) 次に所領の「引き戻し」そのものについて。「ラント法」には(「ドイツ語第1版」に属するものだけを訳出すると)次の条項がある。

ラント法 1・70・1 しかしながら、彼(=原告)が3度の裁判期日(ないし、裁判集会)において所領(gut)を訴求するならば、人(=裁判官または裁判所)は彼にその(所領の)中へ入るよう指定(ないし指示)す(dar in wisen)べきであり、また(それによって)それ(=その所領)を彼の(占有・)支配に帰す(ないし、彼に占有・支配させる)(is ene geweldegen)べきである。そこ(=その所領)からはなんびとも彼を逐い出してはならない、彼(=「なんびと」、所領の占有者を逐い出そうとする者)がそのことを(=法廷における)正規の訴えをもって(mit rechter klage)なすのではない限り。

この条項は、「ドイツ語第1版」のテキストにおいて、法廷に居合わせない者が訴えられた場合、また、彼が(そのゆえに)裁判期日を定めて召喚されたのに出頭しなかった場合(の手続)を扱ったラント法 1・67・1、1・67・2、1・68・2の後に続いているものであって、原告が(現に)被告の占有(・支配)の下にある所領を訴求した際に、被告がその場に居合わせず、さらに定められた(3度の)裁判期日にも出頭しなかった場合(の手続)が扱われている。(なお、ヒルシュは、この条項の gut の語を Grundstück und Fahrnis と解し(Hi., Ssp. Ldr., S. 165, Anm. 5)、われわれの『邦訳』もそれに従ってこれを「財産」と訳しているが、それは間違いで「所領」と解するのが正しい。「動産」については、「3度の裁判期日」、「(占有)指定」、「正規の訴

え」が問題になる余地がないからである。なお、石川「アイゲン」、29～32頁では、アイゲンの帰属をめぐる訴訟手続が参審自由人の犯罪を裁くそれに準ずるものになっていることを正しく指摘しているが、(石川「同じゲヴェーレ」(前註・2を参照)で扱った)「不動産訴訟」に関する条項群(=ラント法2・42・1～2・44・3)に明らかなように、ラント法廷では(アイゲンに限らず)レーンの帰属をめぐる争われることもあるから、この条項の gut は(アイゲンに限らず)レーンをも含む、と解さなくてはならないし、参審自由人の犯罪を裁く手続との基本的同一性は、ラント法廷でレーンの帰属をめぐる争われる訴訟についても言えることになる)。したがって、このラント法1・70・1は、(gewereの語こそ用いられてはいないものの)、レーン法廷においてレーンの帰属をめぐる争われるレーン法43・1に対応して、ラント法廷で所領の帰属(ないし、所領の gewere = 占有・占有権)をめぐる争われ、しかも、相手方が召喚に応じて出頭しない場合のことが扱われている、ということになる。以上のことを前提にすると、ラント法1・70・1で特に注目されるのは、(「ドイツ語第1版」に関する限り——後述を参照)、(相手方 = 「被告」が3度の裁判期日に出頭しなかったことにより勝訴した)「原告」に、直ちに——「占有権」が認め(=dar in wisen)られるだけでなく——所領を(現実)に占有・支配させるべき(=is ene geweldege)である、とされている点である。しかもこの点は、ラント法1・70・1では、「なんびとも」(したがって、敗訴した「被告」も)勝訴した「原告」を所領から「逐い出す」ことができず、そうするためには(新たに)「正規の訴え」を起こして「原告」の「占有」・「占有権」を否認しなければならない、とされていること(と関連し、そのこと)によって裏づけられている。勝訴した「原告」を所領から「逐い出す」ことはもとより、彼を相手どって(新たに)「正規の訴え」を起こすことも、今や彼が所領を「占有」(・支配)していることを前提しているからである)。

しかし、このラント法1・70・1(「ドイツ語第1版」のテキスト)をレーン法43・1(および、65・21や66・1以下の諸条項)と比較した場合、(誰でも気がつくはずの、しかし)もっと重要と思われる相違は、(召喚に応せず最後まで出頭しなかったかど)所領を判決をもって剥奪された「被告」(=所領のおそらく「不法な」占有者)に対して、「レーン法」では「所領を引き戻すべき年期」が認められているのに対して、「ラント法」では「被告」が(判決をもって剥奪された)所領を取り戻すためにも「正規の訴え」を起こす(そして、そこで勝訴する)ほかない、とされていることである。それを手がかりにして、「所領の引き戻し」あるいは「所領を引き戻すべき年期」は、レーン法廷において所領を剥奪された家臣に対して(したがって、主君とその家臣、ないし、同じ主君の家臣仲間同士の間で)だけ認められるのに対して、ラント法廷において所領を剥奪された者には認められないのではないか、ということ推定することができるからである。事実、とりあえず Text (S. 207 u. S. 191)の(utten. jartalの語についての)Glossar (der Wortformen)をもとに調べてみると、「ラント法」では utten の語が「所領を引き戻す」という意味ので用いられることはなく、したがって「所領を引き戻すべき年期(jartal)」について語られることも

ない、ということ容易に確かめることができる。(もちろん、「ラント法」の場合にも、(訴訟に出頭せずに所領の「占有」・「占有権」を(一旦)奪われた「被告」が、(特に彼が正当な占有権者であれば)、——前出レーン法33・1(=AV・86)、註・8に引用したラント法2・44・1によっても——、「1年と1日」以内に *rechte klage* を起こし、(彼の不出頭により勝訴した)「原告」に(一旦)与えられた「占有」・「占有権」を取り戻す可能性がまったくないわけではないが)、「所領の引き戻し」とこの *rechte klage* の決定的な相違は、前者においては主君による問責のための召喚に応じ(て第3の裁判期日までに)出頭し)なかった「被告」は、所領が判決をもって剥奪された段階では、それについても「すべての権利」を(「所領を引き戻すべき年期」が経過するまでは)まだ奪われていないのに対して、後者においては、「被告」が(ラント法上の)裁判所から召喚されて3度の裁判期日に出頭せずに敗訴した段階で彼が所領についてもっていた「占有」・「占有権」は(少なくとも、一旦)すべて失われることである。(ラント法上の裁判所が、「レーン法」の場合のように、その後「所領を引き戻すべき年期」の経過を待ち(改めて)所領についての「すべての権利」を剥奪するに及ばないのはこのためである、と考えられる)。なお、このことは、*rechte klage* が(少なくとも、主に)ラント法廷で行われるという私見(前出レーン法11・1=AV1・33、註・5、レーン法13・1=AV1・103、註・11、レーン法33・3、註・4などを参照)を支持するだけでなく、ラント法1・70・1の末尾に「ドイツ語第4版」(=Ordnung IIa)のテキストで加えられた補足が「誤謬」にもとづくものであることを明らかにしてくれるであろう。(「ドイツ語第4版」におけるラント法1・70・1への補足は、次のように言う。「この占有指定 (*de inwisunge*) をその者 (*de man*) (=被告、ただし「家臣」とも認める) は、年期限内に (*binnen der jartale*) (ないし、年期限内であれば)、聖遺物にかけて(の宣誓をもって)反駁(して撤回させる) (*wederreden*) ことができる、彼は、しかし、直ちに(=その場で)それ(=所領)を(代表・)擁護 (*vore stan*) (=それが自分の所領である旨、宣誓)しなければならず、また、人(「原告」であった者?)がそれ(=所領)を(再び?)訴求するならば、次の3回の裁判集会において(それを代表・擁護しなければならぬ)」。 *rechte klage* について上述したことから、この補足が「誤謬」にもとづくものであることはすでに明らかであろう。因みに、この「年期限内」という表現は、この条項のケースを(レーン法の)「所領の引き戻し」と混同した可能性をうかがわせるが、この補足が「所領の引き戻し」の理解としても正しいか否かは、後出のレーン法(66・1以下)の諸条項を検討する際に(自ずから)明らかになるはずである。なお *rechte klage* に関する「誤解」(ないし、正確な理解の欠如)がすでに「ドイツ語第2版」のテキストに見られることについては、前出レーン法33・3、註・4を参照されたい)。

43・2¹⁾ [彼(=所領を判決をもって剥奪された家臣)がそれ(=所領)を(彼の年期限内に)引き戻す(ないし、引き戻した)ならば、主君は彼(に裁判期日を定め

て、彼)を彼(=主君)の家臣たちの前(=主君のレーン法廷)に召喚すべきであり、²⁾ また、14夜前に(その)裁判期日を(その家臣を)訴えた者(ないし、原告)に(deme klegere)³⁾ 通告すべきである。かの者(=所領を引き戻した者)が出頭して(彼を)訴えた者(ないし、原告)³⁾ が(出頭)しない(ないし、しなかった)ならば、人(=レーン法廷)は、彼(=所領を引き戻した者)は自由(ledich)(の身である=問責から解放された)、⁴⁾ という判決を下す(delet)、真にやむをえない事由(echte not)⁵⁾ が彼(=訴えた者)にそのこと(=出頭すること)を妨げる(ないし、妨げた)のでない限り。それ(=真にやむをえない事由)を人(=訴えた者)は証明しなくてはならず(ないし、ならないが)、それが証明される(ないし、された)場合は、彼(=訴えた者)はそのこと(=出頭できなかったこと)によって敗訴する(verlesen)(ないし、敗訴して所領の占有権を失う)⁶⁾ ことはない。⁷⁾]

- 1) この条項は「ドイツ語・第2版」(Ordnung Ib)のテキストで補足されたものである。
- 2) 次註・3を参照。なお、この件は(「ドイツ語・第1版」に属する)後出レーン法66・3(=AV2・33)の記述に沿ったものである(この点については後註・7をも参照されたい)。
- 3) このklegereの語、および、それを「訴えた者(ないし、原告)」と訳した理由については、前条=レーン法43・1、註・3を参照されたい。この語によって、この条項ではひきつづき前条(=レーン法43・1)で扱われたのと同じ事案が扱われていることを確認することができる。
- 4) この箇所のledichの語は、前出レーン法7・8、註・4やレーン法24・9、註・3の箇所におけるのと同じ用例に属し、「もう一人の者」の「訴え」にもとづく——前条=レーン法43・1を参照)主君による問責から「解放(=免責)される」(=自由の身になる)という意味である、と解される。ひきつづき後註・6と7を参照されたい。
- 5) echt(e) notの語については、前出レーン法24・7(=AV1・56)、特にそれへの註・10を参照されたい。
- 6) この箇所の(目的語を伴わない)verlesenの語については、前出レーン法14・4、註・7を参照。ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) この条項について注意しなければならないのは、所領を引き戻した者(前条=レーン法43・1のA)が裁判期日に出頭し、彼を「訴えた者」(同じく前条のB)が出頭しなかった場合、「Aは自由(の身である)」という判決が下されるとされているだけで、Bから所領の「占有」ないし「占有権」を取り上げること、あるいは、そのためにとられる手続については特に言及されていないことである。前条(=レー

ン法43・1)、註・3で述べたことを補足することになるが、もしBに(Aの不出頭によりAから判決をもって剥奪された)所領の「占有権」が認められるだけでなく、Bが(現実)にその所領を「占有」するのだとすれば、(このレーン法43・2の)Bが裁判期日に出現しなかった場合に、前出レーン法38・4(=AV1・94)の規定に従い、Bを所領(の「占有」)から逐い出すためには、(こんどは)AがBに対して訴えを起こし、それにもとづき主君がBを問責する手続に入ることが必要になるはずである。したがって、このレーン法43・2は、「ドイツ語・第2版」に属するとはいえ、前条(=レーン法43・1)について述べた私見を支持するもの、と考えることができよう(この点については、前註・2をも参照されたい)。なお、上掲・邦訳(註・6の箇所)で、verlesenの語についての「補訳」の中で、「占有ではなくて」「占有権(を失う)」としたのは、以上のような理解を前提にしていることである。

44・1¹⁾ 家臣(=de man)²⁾ が彼の所領を引き戻すべき年以内に³⁾ 彼(=家臣)が死亡する(ないし、した)ならば、彼(=家臣)はそれ(=彼の所領)を彼の息に相続させ、⁴⁾ また、(彼の所領を引き戻すべき年以内に)彼の主君が死亡し、あるいは彼(=主君)がそれ(=彼の所領)を(上級主君に)返還または売却し(op let oder verkoft)、⁵⁾ あるいは彼(=主君)が彼(=家臣)に対し(主従関係を)解約する(ないし、した)(untseget)⁶⁾ ならば、⁷⁾ (所領を引き戻すべき家臣)はそれによって別な(=新しい、あるいは、上級)主君に授封更新を求める(volget)(ことになる)。⁸⁾ 彼(=所領を引き戻すべき家臣)は、しかしながら、自由な所領(ledeges gudes)(=主君の手に戻り、彼が引き戻すべき所領)⁹⁾ を(自分の家臣に)封与(=又授封)することをえない、彼(=家臣)がそれ(=彼の所領)を彼の主君に対して引き戻したのではないならば(=引き戻した後でなければ)。¹⁰⁾

1) この条項は、前出レーン法42・1、42・2、43・1と同じくAVに対応条項がなく、「ドイツ語・第1版」で補足された(と目される)ものであり、「ドイツ語・第1版」のテキストでは、前出レーン法43・1の直後に位置していたものである(次註・2および後註・10を参照されたい)。

2) この箇所の「家臣」は、すぐ後(註・3)の箇所から、「所領を引き戻すべき年期」(をもち、その年期)内にあることが判るが、(それに定冠詞deが付されているからといって)、「ドイツ語・第1版」では直前に位置していた——前註・1を参照)レーン法43・1の「彼の家臣」(A)を指す、と理解することはできない。この条項では、「家臣」(ないし、その息)と(新しい、ないし、上級主君をも含めた)「主君」との関係だけが扱われ、「もう一人の(=別な)家臣」(=彼の家臣仲間)との関係は問題に

なっていないからである。ひきつづき次註・3を参照されたい。

- 3) 前註・2で指摘した点から言っても、この条項の「所領を引き戻すべ年期内」の「家臣」は、「所領を（自発的に）主君に返還した者」だけでなく、「所領を（レーン法廷の）判決をもって剥奪された者」をも含むが（前出レーン39・1（=AV1・95）を参照）、前出レーン法43・1のケース（=家臣仲間の訴えにもとづき所領（の占有権）を剥奪された家臣）は含まない、と解すべきであろう。この点については、ひきつづき次註・4をも参照されたい。
- 4) この箇所の「それ（=彼の所領）を彼の息に相続させる（erft）」においては、次のレーン法44・2（後段）の「息は、父が死亡する（ないし、した）場合、父に代って彼の所領を引き戻す（ut ten）に及ばない」の一文と比較すれば明らかのように、*erven*の語は明確に*utten*の語と対比されて用いられており、したがってレーン法44・1のこの件は、次のような含意をもつことになる。すなわち、（所領を引き戻すべき年期内に家臣が死亡した場合）、息が主君に（亡父の）所領（の授封）を希求すれば、主君は息に所領を——前出レーン法22・1～23・1=AV1・45～1・50に述べられている——レーンの「相続」に関する手続に従って授封することになり、息が主君に対して（亡父の）所領を求めるべき「年期」も——父の「所領を引き戻すべき年期」の残存期間ではなく——（一般の）「相続」の際のそれ（=「1年と1日」ということになるはずである（この点については、前出レーン法27・1（=AV1・72・b・前段）、註・3の箇所をも参照されたい）。換言すれば、この場合、息は恰も（亡父による）所領の引き戻しがすでに行われたかのごとくに（あるいは、亡父が所領の占有権を——返還や（判決による）剥奪によって——失ったことがそもそもなかったかのごとくに）所領を「相続する」ことになる。これは、おそらく、息が（亡）父と同じくその主君の家臣であることを望む限り、（亡）父の所領の返還や罪過は（その死をもって）不問に付することにし、息と主君の間の新しい主従関係がそれによって煩わされることのないようにする、という考え方に裏づけられたものと思われる。（ただし、このような考え方やそれにもとづく帰結を、前出レーン法43・1の「もう一人の家臣の訴えによって、所領を判決をもって剥奪された家臣」が「所領を引き戻すべき年期」内に死亡した場合、その息にも適用することは、（彼を訴えた）「もう一人の家臣」にとっては著しく公正を欠き、とうてい容認できないであろう）。この点については、前註・2と3、および、後出レーン法45・2、註・2と4を参照されたい。
- 5) この箇所の *op let oder verkoft* の語については、前出レーン法16（=AV1・42）、註・3と4で述べたことを参照されたい。なお、前出レーン法16は、主君が（家臣に授封していた）所領を（上級主君に）返還または売却し「年期」（=6週と1年）内にそれを引き戻した場合、家臣はその所領を改めて主君から受領するには及ばない、という趣旨のことを述べているが、その条項（の末尾）、註・7の箇所の *gewere*（= *warandia*）の語は、「占有」ではなく、「占有権」、少なくとも「占有（権）」と改めたい。その後の諸条項（AV1・80（=レーン法30・1）、1・93（=37・3）、

1・103 (=13・1) などにおける *warandia* の語がすべて (主君に対する関係において家臣が所領についても) 「占有権」という含意をもっていること、および、家臣 (レーン法16=AV1・42の「主君」) の所領を引き戻すべき「年期」も、(レーン法16の「主君」は自発的に所領を返還または売却したのだから、一般には、すぐに所領を (上級主君から) 引き戻すこともあったとは思われるが、必ずしも常にそうであるとは限らず)、家臣が所領の (「占有」ではなく) 「占有権」を手放した時から始まる、と考えられるからである (最後の点については、前出レーン法43・1、註・3、および、同註で触れた後出レーン法65・21を参照)。後註・7と8をも参照されたい。

- 6) *untseggen* の語、および、主君が家臣に対し主従関係を (一方的に) 解約した場合に家臣に授封していた所領が (主君のアイゲンや教会領でない限り) 上級主君の手に戻ることについては、さしあたり、前出レーン法20・4、および、同条への註・2で述べたことを参照。ひきつづき次註・7をも参照されたい。
- 7) 前註・4の箇所のと、「また……」以下ここまでの件を、(前註・5で触れた) 前出レーン法16 (=AV1・42) で扱われている事案とくらべてみると、次のことが判る。すなわち、レーン法16では、主君が (家臣に封与していた) 所領を (上級主君に) 返還または売却し (それを再び受領し) たケースだけが扱われているのに対して、レーン法44・1のこの件では、このケースの前後で、さらに主君の死亡や (こうした場合、あまり言及されることのない) 主君による主従関係の解約にまで言及して、家臣による新しい、または、上級主君に対する授封 (更新) 請求の契機になりうる主君の異動を (ほとんど) すべて数え上げる気配を見せているにもかかわらず、主君から所領が判決をもって剥奪された場合にだけは言及されていない、ということがそれである。このことは何を意味するかについては、ひきつづき次註・8を参照されたい。
- 8) 前註・4までの件で、所領を引き戻すべき年期限内に家臣が死亡した場合にその息が所領を「相続する」とされていたのとまったく同様に、この註・8までの件では、(主君が死亡するなど) 主君に異動があった場合は、(所領を引き戻すべき年期限内にある) 家臣 (本人) が新しい主君ないし上級主君に対して「授封 (更新) を求める」(*volgen*)、と明言されている。*volgen* の語 (そのもの) については、前出レーン法2・6 (=AV1・7)、註・3を参照されたいが、ここではその語が——前註・4の箇所の *erven* の語と同じく——明確に *utten* の語と対比されており、しかもそのことは、次のレーン法44・2 (前段) によって確認することができる。したがって、所領を引き戻すべき家臣は、その年期限内に主君に異動があれば、新しい主君あるいは上級主君に対して所領の (引き戻しではなく) 授封 (更新) を——それも (通常ないし一般の) 手続に従って、つまり「所領を引き戻すべき年期」の残存期間内ではなく、「授封 (更新) を求めるべき年期」 (=6週と1年) 内に——求めればよい、ということになるはずである。そこから読み取れる考え方について、前註・4で「相続」について述べたのとまったく同じことが言えるが、ここでは、

前註・7で指摘したことに関連して、この件で(家臣による授封更新請求の契機になる)主君の異動のうち「主君から所領が(上級主君のレーン法廷の)判決をもって剥奪される場合」が欠落しているのはなぜか(あるいは、何を意味するのか)、という疑問が残る。この問題については、結論としては、次のように答えることができる。すなわち、所領を引き戻すべき年期内であれば、家臣はこの場合にも(所領が帰属する)「上級主君」に所領の「授封(更新)を求める」(volgen)ことができるはずであるが、この場合、(家臣だけでなく)「主君」も(上級主君に)「所領を引き戻すべき年期」をもつことになる。この「所領を引き戻すべき年期」内に家臣(この条項の場合は、主君)が死亡し、または、主君(同じく、上級主君)に異動があった場合については、このレーン法44・1(～44・3)で叙述されているだけでなく、(私見によれば)後出レーン法45・2(註・2と4の箇所)では、所領を判決をもって剥奪されてそれを引き戻すべき家臣(この条項の場合は、主君)が死亡した場合の「例外」も扱われている。したがって著者は、レーン法44・1のこの箇所を記述した際、「主君から判決をもって剥奪される」場合について厳密に記述しようとするれば、レーン法44・1～45・2で(「主君について」)述べられていることを(大部分)繰り返さざるをえないことに気づき、その場合のことは(読者がこれらの諸条項から読み取ってくれることを期待して)割愛したのではないかと考えられる。

- 9) この箇所の *lediges gudes* は、後統(註・10の箇所)の「彼(=家臣)がそれを彼の主君に対して引き戻したのでないならば」から明らかのように、「家臣」が「引き戻すべき」所領、つまり、彼が主君に返還(ないし、売却)し、あるいは、彼から判決をもって剥奪されて主君の手に戻った所領、のことである。なお、(この場合の) *ledich* の語については、前出レーン註7・1、註・1を参照されたい。
- 10) 前出レーン法39・1(=AV1・95)によれば、「彼の所領をレーン法廷の判決をもって剥奪された者」、および、「それを(彼の主君に)返還した者」は所領についての「占有権」(*were*) (= *lenes gewere*) をもたない。したがって、こうした家臣は、所領を「引き戻し」て、それについての「占有権」を取り戻してからでなければ、それを(自分の家臣に)「封与」するなど、主君として(レーン法上の)支配権を行使することができないのである。なお、念のために付言すると、この命題は、「所領を引き戻すべき年期」内にある、つまり、(判決をもって所領を剥奪され、あるいは、主君に所領を返還して)まだ所領を「引き戻していない」家臣について言われているのであって、そうした家臣がその年期内に死亡してその息が(亡)父の所領を「相続」した場合、あるいは、その年期内に主君が死亡するなど主君に異動があってそうした家臣(本人)が新しい主君、または、上級主君から所領の「授封更新」を受けた場合については、その息ないし家臣(本人)は——一般の「相続」や「授封更新」の場合と同じく——当然、所領を(自分の家臣に)「又授封」することができる。(なお、この点はすぐ後のレーン法44・2を参照することによって、さらに明確になるはずである)。

44・2 それ(=家臣が引き戻すべき所領)が、しかし、別な(=新しい、あるいは、上級)主君(の手)に帰する(ないし、帰した)ならば、¹⁾ その(所領を引き戻すべき年期限内の)家臣は彼(=新しい、ないし、上級主君)に対して(ないし、との関係においては)彼の所領を引き戻すには及ばない、²⁾ 彼(=その家臣)は、しかし、(新しい、ないし、上級主君の)レーン法廷において(= mit lenrechte)(ないし、レーン法廷の判決を得て)³⁾ 彼の所領の授封更新を求め(volgen)なければならぬ。⁴⁾ また、(その家臣の)息も、父が死亡する(ないし、した)場合、⁵⁾ 父に代って彼の所領を引き戻す(ut ten)に及ばない。⁶⁾

- 1) ここまでのところがすぐ前のレーン法44・1(註・7の箇所まで)で述べられているケースであることは、改めて指摘することでもあるまい。
- 2) ここで、「家臣は彼(=新しい、あるいは、上級主君)に対して彼の所領を引き戻す(ut ten)に及ばない」、と明記されていることに注意し、ひきつづき後註・4を参照されたい。
- 3) この箇所の mit lenrechte の語は、(この条項だけを独立に読むと)、あるいは「レーン法(上の定め)に従い」、ないし、(さらに踏みこんで)「(家臣のもつ)レーン法上の権利によって」、と読むこともできそうに思われるかも知れない。しかし、他の条項(=レーン法8・2、14・3、24・5、33・2(=AV1・87, secundum beneficiale ius) 38・2、39・1(=AV1・95, in beneficii iure)、53(=AV1・122, secundum beneficiale ius)、56・4、59・4、71・14(=AV3・1, beneficii iuri)、78・1(=AV3・23, sententialiter など)における mit lenrechte の語の用法(それについては、石川「ラント法とレーン法」、1614-1616頁を参照)を参照すると、そう解するのはやはり無理であり、他の用例と同様に、(具体的には)「レーン法廷の判決をもって(=得て)」、あるいは、(やや広く)「レーン法廷における(裁判、ないし、それに準じた)手続を経て」と解するのが妥当と思われる(因みに、これをショットは im Lehengericht (Sch., S. 292)、ヒルシュは durch das lehngericht (Hi., S. 144)と訳している。なお、石川・上掲論文(1640-1641頁)の註・70では、この条項の mit lenrechte の語そのものも検討してある。併せて参照されたい)。
- 4) volgen の語そのものについては、前出レーン2・6(=AV1・7)、註・3を参照されたいが、この箇所の場合、特にそれが(前註・2の箇所の) utten (=「引き戻す」)の語と対置され、それと峻別して用いられていることに注意する必要がある。そのことによって、家臣の所領が「別な主君(の手)に帰した」場合、つまり(前条=レーン法44・1、註・7の箇所までの)、(家臣が所領を引き戻すべき年期限内に)「主君が死亡し、あるいはそれ(=家臣が引き戻すべき所領)を(上級主君に)返還または

売却し、あるいは彼（=家臣）に対し（主従関係を）解約した場合」（前註・1を参照）には、すでに家臣が所領を引き戻した（ないし、家臣が所領の占有権を手放したことがなかった）かのごとくに、家臣は新しい主君または上級主君に「授封更新を求めべき年期」がその時点から新たに始まる、という私見が裏づけられるからである。なおこの点については、後註・6で述べること、および、すぐ次のレーン法44・3をも参照されたい。

- 5) これがすぐ前のレーン法44・1（註・4の箇所）で述べられていたのと同じケースであることは、改めて指摘するまでもあるまい。ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) この最後の一文は、否定態で述べられており、著者の考えがポジティブな形では述べられていない。しかし、この条項の前段で述べられていること（前註・4を参照）、および、前条（=レーン法44・1）、註・4の箇所では、同じケースについて「それ（=所領）を相続させ」と述べられていることを参照すれば、この一文の論旨が、「所領を引き戻すべき年期限内に家臣が死亡した場合は、（息=封相続人^{レーン}があれば）、所領は息に「相続」される、つまり、息はこの場合またはや父に代って所領を引き戻すには及ばず、（一般の）レーンの「相続」の手續に従い、彼の年期（=「1年と1日」）内に主君に対して所領（の授封）を希求すべきである」、という点にあることは容易に推断できるであろう。なおこうした推定は、すぐ後にづくレーン法44・3によってさらに駄目押しされることになる。

44・3 家臣のレーンが別な（=新しい、または、上級）主君（の手）に帰するのと同じ（回）数だけ、彼（=家臣）の年期は更新される（ことになる）。¹⁾

- 1) この条項を直前に位置するレーン法44・1および44・2と関連させて読めば、この条項が両条項で述べられていた考えを「原則」の形にまとめたものであることは明らかであろう（特にレーン法44・1、註・4と8、および、44・2、註・4と6を参照されたい）。また、この条項と（基本的に）同旨のことは、すでに前出レーン法25・3（後段）=AV1・61でも述べられており、その理由づけはひきつづきレーン法25・4=AV1・62、1・63でなされている。しかし、レーン法25・3（後段）は、すぐ前の同条（前段）にひきつづき書かれているため、そこで扱われている主君が息を遺して死亡した場合との結びつきが強く、家臣が（新しい主君である）息に授封（更新）を求めるべき「年期」のことだけが前面に出ていて、家臣が授封（更新）を求めるべき年期限内に主君が所領を（上級主君に）返還した（り、主君から所領が判決をもって剥奪された）場合のことは明示的に述べられていない（ので、少し前のレーン法25・1=AV1・57やもっと後のレーン法27・2=AV1・72・bをもとに推定するほかない）し、「家臣が所領を引き戻すべき年期限内に主君に異動が生じた

(=主君が交替した) 場合のことは(おそらく)視野に入ってなかった、と考えられる。このレーン法44・3は、すぐ前のレーン法44・1と44・2でそうした場合のことが扱われているので、(前出レーン法25・3(後段)=AV1・61よりも)、「(家臣のもつ) 年期の更新」に関する「一般原則」としての性格をさらに強め明確にしている。しかし、それだけではなく、(もともとAV1・61に書かれていたことに手を加えた)レーン法25・3は、更新されうる「年期」の数を家臣のもつ「シルト」(と国王のもつそれ=第1シルト)の差で説明しているため、同条への註・8で指摘したような疑問を孕むものとなっているのに対して、(AVに対応条項がなく、そのテキストに拘束されずに自由に書かれた、と目される)このレーン法44・3では、「年期の更新」の(回)数が(家臣の年期内における)主君の異動(=交替)の(回)数との関係で説明されているため、そうした疑問を生じる余地がまったくなく、その意味では、このレーン法44・3は、前出レーン法25・3(後段)=AV1・61を「補足」ないし「是正」する役割をも果たしていることを見落とすわけにはいかない。

250

45・1 主君の(=主君が定め、家臣を問責すべく彼に出頭を命じている)裁判期日内は(*binnen des herren degedingen*) (=主君が家臣を問責すべく裁判期日を定めてレーン法廷に召喚した場合、その審理が終って家臣から所領が判決をもって剥奪されるまでの間は)、¹⁾ (召喚されて問責を受けるべき、あるいは、問責を受けている)家臣は所領を(彼の家臣に)封与(=又授封)し、また、(彼が死亡した場合)彼の所領を彼の息に相続させることができる。²⁾

- 1) この *binnen des herren degedingen* の語を、ヒルシュは *während eines vom herren abhängig gemachten verfahrens* と訳し(Hi., S. 144)、ショットも *während eines durch den Herrn eingeleiteten Gerichtsverfahrens* と(基本的にはヒルシュと同じように)訳している(Sch., S. 292)。これらの訳は決して間違いではないが、下手をすると読者は、これが主君による家臣の問責手続きにかかわること、および、その問責手続きにおいて召喚された家臣が不出頭をつづけると(*degedingen*の語が複数形になっていることに注意)、そのかどで彼から所領が判決をもって剥奪されることがあ(りう)る(その場合、家臣は「所領を引き戻すべき年期」をもつから、この点でこの条項はすぐ前のレーン法44・1~44・3の諸条項で扱われているケースとの接点をもつ)、ということ看過するおそれがあると思われるので、これらの点をはっきりさせるために、上掲・邦訳では敢えて(異例に)詳しい補訳を加えておいた。なお、ある家臣が主君から召喚され問責されても、彼が(レーン法廷の)判決をもって所領を剥奪

されるまでの間は、所領^{レーン}について彼がもつ「権利」は（まだ）いささかも損なわれていない、ということは改めて指摘するまでもないであろう。その意味ではこの *binnen des herren degegingen* の語が次の（註・2の箇所）命題を導く前提にもなっていることに注意されたい。

- 2) 前註・1で指摘したように、この場合、家臣は（まだ）所領についての「権利」を失っていないのだから、彼がそれを（自分の家臣に）又授封すること、また、（自分が死亡した場合に、息に）相続させることができるのは、それ自体としては当然のことにすぎない。しかし、この条項が次のレーン法45・2への「導入」の役割を果たしており、そのレーン法45・2では、前出レーン法44・1（特にそれへの註・8で指摘した問題）と関連する問題が扱われている、ということを見落としてはならない。次のレーン法45・2、註・2と4を参照されたい。

45・2 その（＝主君が父を問責すべく召喚し、その審理が終らない間に父が死亡して、亡父の所領を相続することになった）息は、しかし、父に代って主君に対して応訴する（＝主君の問責を受ける）(*antwortet*)（あるいは、父に代って主君に対して責を負う）ことはない。¹⁾ ただし、もし彼（＝息）がそれ（＝その帰属）をめぐり彼の父が訴えられていた (*beklaget were*) 所領を受領する（＝息が亡父から相続して受領しようとする所領をめぐって亡父がその存命中に他の家臣から訴えられていた）のであれば、この限りでなく（＝父に代って応訴し問責を受けなければならず）、²⁾ すなわち (*oder*)（＝換言すれば）、もし（その場合）彼の所領に関して主君に対し罰金が判決をもって与え（＝主君に罰金を支払うべきことが判決をもって命じられていた (*irdelet si*) ならば、³⁾ 彼（＝息）がそれ（＝罰金）を（父に代って）支払うか、⁴⁾ さもなければ、（息が）父に代って法（の定める手続）に従い (*mit rechte*)（＝法廷で、否認ないし雪冤宣誓を行って）（実質的には、その所領に関する他の家臣の訴えを）却け (*entreden*) なければならない。⁵⁾

- 1) ここまでの件が（直接には）直前のレーン法45・1を受けて、主君による問責手続中に家臣が死亡した場合、その息は（父の所領を相続できるだけでなく）父に代って主君の問責を受けるに及ばない、という趣旨のことが述べていることは明らかである。前条（＝レーン法45・1）では——同条註・1の箇所の補訳、および、同条への註・1および2で述べておいてように——主君に問責されている家臣がまだ所領を判決をもって剥奪されていない間のことが扱われているのだから、前出レーン法44・1で「所領を引き戻すべき家臣」（その中には、主君から問責のため召喚されて出頭せず所領を判決をもって剥奪された者も含まれる——同条への註・2と3

を参照)についてさえ、その年以内に家臣が死亡または主君に異動があった際に(恰もすでに所領を引き戻したかのごとく、あるいは、そもそも所領の占有権を手放したことがなかったかのごとくに)所領を「相続」しまたはその「授封更新」を受けることができる、とされていることからしても、むしろ当然のことと言わなくてはならない。しかし、この条項でこのこの後につづく(それについての)「例外」を扱った件を正しく読み解くのは、以下の訳註で述べるように必ずしも容易なことではない。

- 2) この件の「それをめぐり彼の父が訴えられていた所領」という表現によって直ちに想起されるのは、前出レーン法43・1の「家臣からもう一人の(=別な)家臣(仲間)の訴えによって所領が判決をもって剥奪される」ケースであろう。これは、同条への註・2と4で詳述した私見によれば、ある所領を現に「占有」(・支配)している家臣(A)が、もう一人の家臣(仲間)(B)からその所領(の占有権)の帰属をめぐって(つまり、Aによる所領の「占有」は「不法」であり、その所領はほんらいBの「占有」すべきものであるとして)訴えられ、主君がBの訴えにもとづきAを(問責すべく)召喚したのに、Aがそれに応せずレーン法廷に出頭しなかったため、Aから所領(の占有権)が判決をもって剥奪され(その占有権はBに与えられ)たものの、Aはなお(所領についての「すべての権利」を剥奪されておらず)所領を引き戻すべき年期をもっている、というケースである。つまりこのケースは、家臣(A)からの所領(の占有権)の剥奪が、(Aがそれ以外の事由で問責される場合のように)単に家臣の不出頭(=主君に対する不服従)に対する制裁(ないし、Aを出頭させるための強制手段)であるだけでなく、(実質的には)二人の家臣仲間(AとB)の間で争われている所領の帰属をめぐる係争についての(少なくとも、暫定的な)決定(=判決)としての意味をも併せもっているのである。こうしたケース(特に、レーン法43・1のように、所領の「占有権」が暫定的にはあれすでにBに与えられている場合)においては、問責手続中にAが死亡した場合、その息が父に代って問責を受けるに及ばず(恰も父に対する問責がなかったかのごとくに)所領を相続することができるのであれば、それは所領についてのBの「訴え」(ないし、「権利」)を完全に無視することになるから、もしAが父の死後、Bがそれをめぐり父を訴えていた所領を「相続」しそれを主君から「受領」しようとするのであれば、「例外」的に、父に代って応訴(実質的には、Bの主張を却け)なければならないのはむしろ当然と言うべきであろう。
- 3) この件をヒルシュは、「あるいは、彼の所領に対する罰金が彼の主君に判決をもって与えられ(てい)た場合」(Hi., S.144)、ショットは、「あるいは、彼の主君に彼の所領に関して罰金が認められ(てい)た場合」と訳し(Sch., S.192)、いずれもこの場合を、前註・2の箇所の「例外」と並ぶ(もう一つの)「例外」として位置づけており、したがって、「主君に罰金が判決をもって与えられ(ないし、認められ)た」のは、息の(亡)父(A)の存命中のことと解しているように思われ(した

がって、これにつづく註・4と5の箇所も、もっぱら主君に対する罰金の支払にかかわるように受け取れる。これに対して上掲・邦訳は、この条項における「例外」は、前註・2に述べられた場合一つだけであり、この註・2以下の件はそれを具体的に敷衍したものである、という理解に立っている。以下、そのように理解する根拠を摘記すると――。

前出レーン法43・1、註・4でも述べたように、後出レーン法68・4（ただし、対応するAV 2・51を「改訂」した箇所）では、「ある家臣（レーン法43・1のA）が彼の家臣仲間（同じく、B）のレーンを不法に占取する（ないし、した）」場合について、「彼（A）はそのかどで主君に罰金を支払わなければならない、さもなければ、聖遺物にかけてそのこと（＝Bの所領の不法占取）から自分を免れさせなければならない（＝自分にはその責がない旨、聖遺物にかけて宣誓しなければならない）」とされている。このレーン法45・2、註・3（以降）の件がこの規定を念頭に置いていることはまず間違いない。しかし、これに関連して注意しなければならないのは次の2点である。① このレーン法68・4は、主君による問責のために召喚された家臣（A）が、（最後まで不出頭を貫くのではなく、結局）レーン法廷に出頭して問責を受けた場合のことである。したがって、仮にレーン法45・2の（亡）父の存命中に主君に対して罰金を支払うべきことが命じられているとすれば、（亡）父に対する問責手続はすでに終了しており、しかもその決定は（亡）父の居合わせたところでなされているから、所領についての「すべての権利」はその時点ですでに（亡）父から（最終的に）Bの手に移っており、その息はもはやそれを「相続する」こと（および、「引き戻す」こと）ができないだけでなく、父に代って主君の問責に応ずる必要もない。② 仮にその場合でも、次註・4の箇所で述べられているように、「息がそれ（＝罰金）を（主君に）支払わなければならないとすれば、前出レーン法44・1以降に一貫して見られる（所領を引き戻すべき年以内に、あるいは、主君による問責中に家臣が死亡した場合、原則として、亡父の所為または罪責を息にまで及ぼすことはしない、という）考え方に反することになる。（後出レーン法68・4の場合、所領は当然Bに帰属し）、Aが主君に支払う罰金は（所領の代価ではなく）主君による問責を必要とするような事態を招いた「罪過」＝「忠誠義務（ないし、服務規律）違反」にもとづくものと考えられるから、レーン法45・2の息が所領を相続（ないし、受領）しない場合には、当然免除することができるはずのものである。また、このレーン法45・2（前段）（註・1の箇所）で述べられているような、家臣が主君による問責手続中に死亡した場合、息は父に代って応訴する必要がないという「原則」は、（暗に）主君が（家臣が死亡せずに問責手続が継続された場合に）取得することのできた罰金を断念する、ということを前提にしていることも見落としてはならないであろう。なお後註・5をも参照されたい。

- 4) 前註・3で述べたように、私見によれば、この件も、息がその（占有権の）帰属をめぐり父の存命中に訴えられていた所領を（相続して）「受領」するために、（係属中

の問責(手続)に「父に代って」応訴した場合にかかわる。なお、原文では *an des vater stat* の語はこの条項の末尾に位置しており、次註・5の一文にかかることは間違いないだけでなく、この註・4の件にもかかわる可能性がある。しかし次註・5で述べるように、この件には、「息(自身)が敗訴した場合には(自ら)主君に罰金を支払う危険をも覚悟の上で(応訴しなければならない)」、という含意もあると思われるので、一応()にくるんでここにも加えておくことにした。

- 5) この(条項の)最後の一文も、前註・3で述べた私見によれば、単に(亡父の存命中に)主君に支払うことを命じられていた罰金の支払を拒むための手続ではなく、亡父に帰され(=亡父がそのかどで訴えられ問責され)ていた「責」=(Bの)所領の「不法占取」(の訴え)そのものを却けるための手続と解すべきである、ということになる。困みに、これを(前註・3で述べた)ヒルシュやショットのように、単に(直前、註・3と4の箇所の)主君に支払うべき「罰金」のみにかかわる、と理解すると、このレーン法45・2は、(前註・2の箇所で)「彼(=息)がそれをめぐり訴えられていた所領を受領する場合」については、ただそれが「例外」であることを明らかにしただけで、その場合に息がなすべきことは明示的に述べないまま、(前註・3で指摘したような問題を含む)主君に対して支払うべき罰金(および、その支払を免れるための手続)だけを述べている、ということになる。これに対して、私見によれば、(前註・2の箇所で述べられた)「例外」において息がなすべきことは、この註・5の件で明示的に述べられていることになり、その間に挟まれている註・3と註・4の件をこの文脈の中に位置づけるのは必ずしも容易ではないものの、もし息が(亡父がその所領の帰属をめぐりBから訴えられていた)所領を(相続し)主君から受領しようとするれば、「例外的に」父に代って主君による問責に应诉し(実質的には)Bの訴えを却けなければならないが、その場合、敗訴すれば(所領を相続・受領できないだけでなく)主君に対して罰金を支払うことも必要になり、父に代って应诉することが息にとってデメリットをもたらしうる場合もあることを指摘して、あらかじめその場合についての覚悟を促す意味をもちうるであろう(前註・4を参照)。

251

45・3¹⁾ 家臣が、彼がゲヴェーレの中にもって(=占有・支配して)いない(*in geweren nicht ne hevet*)レーン²⁾(の帰属)をめぐり、(それは自分が占有すべきものであると主張して)主君に訴え(ないし、訴求し)(*den herren an sprikst*)、³⁾そして主君が、(その訴えを裁くために)彼(=家臣)(に裁判期日を定めて彼=家臣)を彼(=主君)の家臣たちの前(=主君のレーン法廷)に召喚する(ないし、した)

場合、⁴⁾ 裁判期日内は (binnen den degedingen) (=その審理がすみ、そのレーンについて彼が占有権をもつことが確認されるまでは)、⁵⁾ その家臣はその (=彼が訴求している) 所領を (自分の家臣に) 封与 (=又授封) することをえない。⁵⁾

- 1) この条項の論旨(ないし、狙い)を正しく把握するためには、前出レーン法45・1を参照しそれと比較することが必要である。この条項(=45・3)で扱われているケースでは、家臣は(45・1の場合と同じように)(主君のレーン法廷に召喚され)「裁判期日内」にある(=そこでの審理がまだ終わっていない)が、(45・1のケースとは異なり)所領を占有(・支配)しておらず(註・2の箇所を参照)、(45・1のケースとは反対に)「所領を(自分の家臣に)封与(=又授封)することをえない」(註・6の箇所)とされており、この条項が前出レーン法45・1のケース(との相違を明らかにしそれとの混同を防ぐべく、それ)と対比しながら規定されたもの、と考えられるからである。
- 2) この条項の家臣は、問題のレーンを「gewereの中にもっていない」にもかかわらず、それを自分の(=自分に帰属し、自分の占有すべき)レーンである、と主張しているのだから、gewereの語がこの場合「占有権」を意味することはありえず、それが(事実としての)「占有」を意味することは明白である。しかし、この家臣は、そうした(自分が現に占有していない)レーンについて、自分には「占有権」がある、と主張していることを見落とすわけにはいかない。そこで、家臣がそのような主張をなすケースを考えると、最もありそうなのは、その家臣にgedinge(前出レーン法5・1=AV1・19、1・20を参照)、あるいは、wardunge(前出レーン法7・1、註・2を参照)が封与されていた場合であろう。(なお、この点については、この箇所のlen dat he in geweren nicht ne hevetという表現を、前出レーン法11・1のswelk gut en man an sinen geweren nicht ne hevet (unde eme nicht bewiset n'is)という表現と比較されたい)。ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) この箇所の原文はden herren an sprikt (umme len)であるが、これをヒルシュはden herren in anspruch nimmt (wegen eines lehns)と訳している(Hi., S. 145)のに対して、ショットはgegen den Herrn klagt (wegen des Lehens)と訳している(Sch., S. 292)。このうちのショット訳(=「主君を(相手どって)訴える」)は(少なくともミス・リーディングであり、むしろ)間違っている、と言わざるをえない。仮にそうしたことを言いたいのであれば、たとえば(前出レーン法39・2や後出レーン法76・1のように)den herren beklaget (これについては、前出レーン法4・5のhe (=sin herre) van em (=van deme manne) beklaget wertをも参照)、または、(後出レーン法76・2のように)te op den herren klaget (これについては、前出レーン法12・2、および、ラント法2・42・1の用例をも参照)と言ったのではないかと推定される。それだけではない。後出レーン法67・2は、直前の67・1でvare(=「侮蔑」ないし

「蔑み」)について述べられたことを承け(前出レーン法34、註・5を参照)、そうした *vare* を忍ぶ義務があるのは「主君が彼の問責のために(=彼を問責するために)そこ(=レーン法廷)へ召喚した」家臣に限られることを明言した上で、(レーン法45・3のこの件と同じ表現を用いて) *de man den herren an sprikt* (, *wert eme dar umme dededinget* — 次註・4の箇所を参照) 場合については、家臣は — その他の(レーン法廷に参集する)家臣(一般)と同じく — そうした *vare* を忍ぶ義務がない、としている。この場合、*den herren an sprikt* の語が、(少なくとも主君の「不法な(=違法)行為」や「犯罪」について「主君を(相手どって)訴える(=告訴する)場合だけを指すのではなく)、(主君に対して)家臣の方からレーン法廷における審理を求めた場合(一般)を含むことは明らかであろう。Glossar der Wortformen (zu *anspraken*) (S. 159) ではこのレーン法45・3の用例は脱落しているが、レーン法67・2の用例は *verklagen* を意味するとされているから、エックハルトもこの用例(の *anspreken* の語)をレーン法45・3のショット訳と同じように理解したのではないか、と考えられる。(なお、後出レーン法67・2の *den herren an sprikt* の方については、ヒルシュは *gegen den herren einen anspruch erhebt* と訳し(Hi., S. 171)、ショットもそれに追隨して *gegen den Herrn Anspüche geltend macht* と訳しているが(Sch., S. 323)、いずれも(必ずしも、間違いとは言い切れないまでも)少なくとも(焦点がぼやけ)紛れを残す訳になっている。私見によれば、これらの独訳の中で最も参考になるのは、ヒルシュによる(レーン法45・3の) *den herren in anspruch nimmt* (=主君を煩わす、「主君に頼んで何かをしてもらう」)で(あり、しかもそれだけで)ある、ということになる。

そこで、まず、(前註・2で述べた)家臣に所領についての *gedinge* または *wardunge* (だけ)が封与されていた場合を(少し)詳しく見ていくと — 前出 AV 1・20は、*gedinge* (の権利)をもつ者について、それまで所領を占有していた家臣が息なしに死亡した後、6週と1年以内に主君に対し「承認」を求めるべきである、としているが、それに対応するレーン法5・2では、この規定が削除され、*gedinge* の封与を立証する必要のある場合を、主君がそれを「否認」した場合に限定しようとする姿勢を見せている(同条への註・2を参照)。また、*wardunge* (の権利)をもつ家臣も、ほんらい、(最初に主君の手に戻った)所領を現実占有(支配)するのに先立って、主君から(所領について)「占有指定」(あるいは、所領の「特定・明示」)を受けなければならないはずであるが(前出レーン法10・3 = AV 1・30を参照)、レーン法10・4 = AV 1・31では、主君が「占有指定」(あるいは、所領の「特定・明示」)を拒んだ場合には、家臣は主君にとって *ledich* になった(=主君の手に戻った)所領を「占有指定(ないし、所領の「特定・明示」)なしに「占取する」ことができる、とされている。さらに(AVに対応条項のない)後出レーン法57・3においては、*gedinge* や *wardunge* (の権利)を授封されていた家臣が(それまで所領を占有していた者の死亡(など)によって *ledich* になった)所領を主君より先に「占取する」場合を想定した上で、この場合、家臣がそれについて主君から問責されても、

直ちに所領を（代表・）擁護し、それについて「彼（＝自分）の権利」を証明すれば、「不法行為を行ったことにならない」、と明言されている。この場合、「訴える」のは（家臣でなく）「主君」であり、しかも「彼（＝家臣）の間責のため」であるから（先に触れた後出レーン法67・2を参照）、もし家臣がこのレーン法57・3の規定に従って行動すれば、それはこのレーン法45・3のケースには含まれないことになる。しかし、レーン法57・3で述べられているようなことが家臣に許されるとすれば、たとえば *wardunge* を授封されていた家臣が、実はほかに（その所領について）*gedinge* を授封されていた家臣、あるいは、彼よりも早く *wardunge* を授封されていた家臣がいて、その所領を（優先的に）占有（・支配）することができないのに（前出レーン法7・1、および、7・4のケースを参照）、（自分では当然それが許されると考えて）その所領を占取してしまう、という事態がいつ起こっても不思議はないであろう。したがって、このレーン法45・3の「彼がゲヴェールの中にもっていない」家臣も、（最もありそうな場合としては）、（問題の所領について）*gedinge* を授封されていたか、あるいは、（彼が訴えた家臣よりも）より早くに（所領を特定しない）*wardunge* を授封されており、（問題の所領をそれまで占有していた家臣が息なしに死亡した際）彼はほんらい問題の所領を（優先的に）占有する権利があるはずなのに、（単に、あるいは、彼よりも後に *wardunge* を授封されているにすぎない）別な家臣がそれを逸早く占取してしまったため、その占取は不法であり問題の所領は自分が占有すべきものである、と主張して主君に訴えるケースを含むことは明らかであろう。さらに直前のレーン法45・2で、（亡）父が所領（の帰属）をめぐる他の家臣から訴えられていた場合が扱われていることとのつながりから言えば、このレーン法45・3は、むしろ上述したような（他の家臣との）係争を中心にして、それを（45・2とは逆に）「訴える」側から想定したものと解することもできるし、あるいは、そうした解釈の方が正しいとさえ言えるかも知れないのである。上掲・邦訳においてこの件を（「それは自分の占有すべきものであると主張して」という補訳を加えた上で）「主君に訴え（ないし、訴求し）」と訳したのは、以上のように考えてのことである。

- 4) 「レーン法」においては、「訴えた者」も——「訴えられた者」と同じように——定められた「裁判期日」に主君から「召喚」されることについては、前註・3で述べたことのほか、とりあえず（「ドイツ語第2版」のテキストに属するものであるが）前出レーン法43・2を参照されたい。
- 5) この箇所の補訳については、前註・2、および、次註・6を参照されたい。
- 6) （前註・2でも触れた）前出レーン法11・1（＝AV 1・33）では、家臣が *gedinge* や *wardunge*（の権利）を封与されているだけで、所領を（まだ）「占有」（・支配）していない場合、家臣には所領の「相続」権（＝それを息に相続させる権利）や授封更新請求権がないことは明記されているが、又授封権がないことは明示的には述べられていない。もしそれが（自分がまだ占有していないものは他の者に封与することが

できないというあまりにも自明のことだから、という理由によるものであるとすれば、レーン法45・3のこの件で、(自分の家臣に対する)又授封権がないことに言及されているのは言わずもがなのことにすぎない、と思われる向きもあるかも知れない。しかし、著者がこの件でその(=所領を自分の家臣に又授封できない)ことの理由として言いたかったのは、おそらく(むしろ)次のことである、と考えなくてはならない。すなわち、この場合、この「家臣」の訴えにもとづき、主君が訴えられた家臣に対する「問責」を始めたとしても、(前出レーン法11・1=1・33の場合とは異なり)その家臣は所領を(現に)「占有」しているのだから、審理が終って(問題の)所領についての「占有権」が訴えられた家臣に対し判決をもって否認され、それが訴えた「家臣」に与えられる(ないし、認められる)までは、この「家臣」は(問題の)所領についての「占有権」をもっていないことをはっきりさせておく必要がある、ということがそれである。前出レーン法38・4(=AV1・94)に掲げられた「原則」を想起されたい。また、前出レーン法45・1は、当然、このレーン法45・3の家臣の(訴えにもとづき問責される)相手方についても妥当するから、その条項の(訴えられた)家臣が「裁判期日内」(=問責手続がすむまで)は「所領を(自分の家臣に)封与することができる」とされていることとの(裏腹の)関係をはっきりさせておく必要もあった、と考えられる。なお、以上に述べてきた私見が誤っていなければ、このレーン法45・3が、前出レーン法43・1のケース、および、直前のレーン法45・2で「例外」として扱われているケースと無関係でありえないことは、改めて指摘するまでもあるまい(この点については、次のレーン法45・4、註・3で述べることをも参照されたい)。

45・4 いずれかの者(=家臣)から人(=主君またはそのレーン法廷)が、彼(=その者)の居合わせるところで、(その者の)正式な異議(申立)なしに(*ane rechte wedersprake*)、¹⁾ 彼(=その者)の所領^{レーン}を判決をもって剥奪する(*verdelet*) (ないし、した)²⁾ ならば、その者はもはやそれ(=彼の所領)を引き戻す(*ut ten*) ことをえない。³⁾

- 1) *ane rechte wedersprake* の語については、前出レーン法10・5(=AV1・32)、註・6を参照。(なお、同註の末尾に「後註・7と10」とあるのは、「後註9と10」のミス・プリントである)。
- 2) *verdelen* の語については、(前出レーン法8・1、註・1に挙げた)石川「補論」、540頁、註・70、および、前出レーン法38・4(=AV1・94)、註・4で述べたことを参照されたい。後者(=レーン法38・4、註・4)で述べたことは、一言にして言えば、*af(ge)winnen* の語は、(言わば)所領の帰属をめぐる「民事訴訟」において

(「所領の占有者」である)被告(が敗訴し、彼)に対し所領の「占有権」を「否認」する、という意味で用いられるのに対して、verdelenの語は、(言わば)「刑事訴訟」において有罪とされた被告に対する制裁として、所領が「剥奪」される場合のほか、に、「民事訴訟」(や主君による「問責手続」)に召喚されたにもかかわらず(最後まで)「出頭」しなかった被告に対する制裁として所領が「剥奪」される場合にも用いられる、ということである。ところがこのレーン法45・4においては、「彼の居合わせるところで」と明記されているから、「被告」が(レーン法廷に)出頭していることは明らかである。したがって、(上記の私見を前提すれば)、その被告から所領(の占有権)が奪われる場合には、verdelenではなく、af(ge)winnenの語が用いられなければならないのではないかと、という疑問を抱かれる向きもあるかも知れない。こうした疑問にはそれなりの根拠があるが、それについては(上記の私見への「補足」として)次のことを指摘することができる。ザクセンシュピーゲルでは、antwortenの語は、(「引き渡す」のほか)「応答する」と「応訴する」という二つの意味で用いられるが、(特にラント法3・30・1、3・39・3に明らかなように)被告が法廷で(裁判官または主君の)質問に(その事案については「応訴する必要がない」旨の釈明は別にして)「応答」すれば、その「訴え」(ないし、「問責」)に「応訴」したことになる(したがって同書においては、antwortenの語が「応答する」・「応訴する」のいずれの意味か決し難く、むしろ両方の意味を兼ねて用いられている、と解される場合が少なくない。また、「レーン法」でも、たとえば前出14・3や後出67・5は、以上のような(つまり、「応答」=「応訴」という)考え方を前提にしている)。さらに後出レーン法59・2では、(前出レーン法30・1=AV1・80、註・5で触れたように、「見せかけの授封」を扱った)直前の59・1を承けて、「彼(=見せかけの授封)を行った家臣」が、彼の居合わせるところで、その(=「見せかけの授封」)のかどでレーン法(の定める手続)に従い(na lenrechte)(=レーン法廷において)3度訴えられる(ないし、訴えられた)ならば、人(=主君またはそのレーン法廷)は彼(=その家臣)からその所領を判決をもって剥奪する(verdelet)、と述べている。この条項の場合、「見せかけの授封」を行った「家臣」が主君と(対等な立場で)所領の帰属をめぐる争うことはありえないから、主君から「見せかけの授封」のかどで「問責」された(不出頭の場合と同じく)「3度」訴えられるのは、(少なくとも一つには)家臣が「応答」できないままに終わった、ということによると推定され、したがって、ザクセンシュピーゲルの論理からすれば、そこに居合わせて「応答」しなかった「家臣」は、(自らの「責」(=罪過)を認めただけでなく)そもそも(最後まで)「応訴」しなかったことにもなるので、それに対する制裁として彼から所領が「剥奪」されるのである。このレーン法45・4についても、主君から(所領の「不法占拠」のかどで)召喚されレーン法廷に出頭した家臣が自らの「責」について「応答」することができず(それを(暗黙に)認めたことになる)ケースが含まれうることは、所領(の占有権)の剥奪に対してさえ(法廷で)「異議」(=反論)を申し立てなかったことから容易に推定でき

るであろう。したがって、verdelen の用語法について上述した私見については、(「民事訴訟」(や主君による「問責手続」)に召喚されたにもかかわらず(最後まで)出頭しなかった「被告」の後に)「あるいは、出頭しても(3度の裁判期日に、最後まで)「応答・応訴」しなかった「被告」という「補足」を加え(なければならず、また、加えることができるのである。ひきつづき次註・3を参照されたい。

- 3) この箇所では、この条項の(「彼の居合わせるところで、「正式な異議(申立)なしに」所領を判決をもって剥奪された)「家臣」は、「もはやそれ(=その所領)を引き戻すことをえない」、とされている。これは、前註・2で述べたように、その場に居合わせて判決に異議を申し立てなかった者はそれに承服したことになる、という考え方にもとづいたものであるが、同じような考え方は、すでに前出レーン法17(=AV1・43)で主君がある家臣の所領をその前で他の家臣に授封した場合についても見られ、さらに(家臣が主君に所領を返還した場合に家臣のもつ「権利」を扱った)前出レーン法39・1や39・3でも同じ考え方が前提されている。これに対して、前出レーン法42・1と42・2には、所領(の授封を希求し、あるいは、それ)を引き戻すべき年期を懈怠したとして家臣を問責する主君は、(自分の主張を貫徹して)家臣による所領(の授封の希求、あるいは、そ)の引き戻しを拒むためには、家臣から(家臣から所領(の占有権)だけでなく)所領についての「すべての権利」(al ansprake)が判決をもって剥奪されたことを立証することが必要とされている。したがって、これらの条項の「家臣」のうち、所領を判決をもって剥奪されてそれを引き戻すべき家臣は、所領が判決をもって剥奪された際、法廷に居合わせ(=出頭)していなかったことが判る(し、この推定は、前出レーン法43・1、註・3で触れた後出レーン法65・21によっても、疑問の余地なく裏づけられる)だけでなく、これらの条項(=レーン法42・1と42・2)の(所領についての)「すべての権利」(al ansprake)の語(および、前出レーン法14・2と17の「(いかなる)権利(も)」(nen recht)の語)が(所領についての実体的権利と言わんよりは)むしろ(あるいは、もっぱら)「所領(の授封、ないし)引き戻し(=再授封)を求める(手続法的)権利」を指すことも明らかになるはずである。なお、以上に述べたことによって、前出レーン法43・1、註・2で述べた私見が裏づけられることは、改めて指摘するまでもあるまいが、それによってすぐ前のレーン法45・3に関する(特に、同書への註・2で述べた)私見も支持されるであろう。もし、同条項の「家臣」が主君を訴え、主君とあるレーンの帰属をめぐる争っているのだとしたら、レーン法45・3は家臣による所領の「引き戻し」とはまったく関係がないことになるので、その後にこのレーン法45・4が「補足」される(合理的な)理由はなく、むしろ、前出レーン法43・1の後、ないし、44・1の前に「補足」されるべきであった、ということになる。それに対して、レーン法45・3を私見のように解釈すれば、このレーン法45・4は(単に前出レーン法43・1や44・1(～44・3)に対する「補足」になっているだけでなく)直前のレーン法45・3の(そこで直接には言及されていないもの)所領の

不法占取のかどで訴えられた「被告」が法廷に出頭して(一言もないうまま)敗訴した場合のことも併せて「補足」されている、と言えることになる。

252

46・1¹⁾ a) (以下の) 三つ事柄 (sake) (ないし、事案)²⁾ を除いて、主君は家臣に対し証人により立証すること (で、家臣の否認宣誓を却け、ないし、破ることをえない。^{3)・a)} b) (第1に)、何であれ家臣がレーン法廷において (binnen lenrechte) 話したまたは行いまたは確約 (ないし、誓言) する (lovet) (ないし、した) こと⁴⁾ があれば、彼 (=家臣) がそれを否認しようとする場合 (あるいは、否認しようとしても)、そのことを主君は証人により立証することができる。(第2に)、家臣に対しライヒ (へ) の勤務 (des rikes denest) (=軍役)⁵⁾ が判決をもって命令され、そして (ないし、しかも) 主君がそのことについて、それ (=その命令) を (その場で) 聞いた家臣たちを証人としてもつ場合、⁶⁾ そのことについて彼 (=主君) は、彼 (=命令された家臣) を証人により (立証して) 承服させる (=家臣の否認宣誓を破る) ことができる。^{b)・7)} c) また (第3に)、主君が (裁判期日を定めて) 彼の家臣をレーン法廷に (to lenrechte) 召喚し、彼 (=主君) 自身が (それを) 判決をもって (=判決にもとづき) 口から口へと彼 (=家臣) 自身に (命令ないし通告した) 場合⁸⁾ (も同様である)。^{c)・9)} d) これら三つの事柄²⁾ を主君は、それについて家臣が (否認) 宣誓によって否認する (ないし、無実の証を立てる) (unsculdich werden) ことができるよりも優って (bad) (=よりも優る権利をもって)、それらのことを (その場で) 見また聞いた彼の家臣二人とともに (自分とも3人の) 証人により¹⁰⁾ (それを否認しようとする) 家臣に対して立証する¹¹⁾ ことができる。^{d)}

AV 1・107・b¹⁾ a) (以下の) 三つの事案 (causae)²⁾ だけについて、^{d)} 家臣が主君の間責から (否認) 宣誓によって (iuramento) 逃れることができるのに優先して (potius)、^{d)} 主君は証人 (による立証) によって家臣 (の否認宣誓を却け、彼) を打ち負かす (ないし、承服させる) ことができる。^{3)・a)} AV 1・108 b) (第1に) 何であれ主君が家臣に関して (in homine) レーン法廷において (beneficiali iure) 手に入れたもの (ないし、こと)、⁴⁾ あるいは、家臣がそこで (=レーン法廷において) (主君に) 約束 (ないし、誓言) した (promiserit) こと

があれば、それについて主君は彼 (=家臣) を (証人による立証によって) 承服させることができる。また (第2に)、正当 (ないし、適法) な国王 (へ) の勤務 (*regis iustum servitium*) (=軍役)⁵⁾ が判決をもって家臣に命令されたことを、またこのことが彼 (=家臣) 自身に告げられたこと⁶⁾ を (家臣が) 否認する (ないし、した) 場合には、主君は彼 (=家臣) を証人 (による立証) によって承服させることができる。^{b)·7) e)} しかしながら、(主君は) 国王 (へ) の勤務 (*servitium regis*) (=軍役)⁵⁾ を、(それが) 彼自身に判決をもって命じられる以前に、家臣に命じてはならない。^{e)·12)} AV 1・109^{c)} (第3に)、同じように主君が判決をもって、家臣が彼 (=主君) のレーン法廷に出頭することを、彼 (=家臣) に聞こえるように命令する (ないし、した) 場合にも、⁹⁾ もし家臣が (このことを) 否認するならば、主君はこのことを法 (の定め) に従って (*ex iustitia*) 証人によって立証する¹⁰⁾ ことができる。^{d)}

- 1) 前出レーン法42・1 (=AV 1・104~1・107・a) の後、42・4 から (同条への註・1を参照) 45・4 まで、AV に対応条項のない条項を (まとめて) 「補足」してきた「レーン法」は、この条項から再び AV の叙述の流れに戻る。なお、この条項について、石川「裁判(権)」、25頁では、前出レーン法19・2の *vor gerichte* の語の (新しい) 解釈 (同条への註・4を参照) との関連において (あるいは、そのための伏線として)、次のように論じておいた。「確かにこれら三つのケースはいずれも主君のレーン法廷で起こ (りう) ることである。ただ問題なのは、果してそれらはそもそも (レーン法19・2の) *alle schuldegunge* に当たるのか、ということである。これらのことは、いずれも主君による問責そのものと言わんよりは、その前提となる (ないしその一部をなす) 証明手続にすぎない、とも考えられるからである」。エックハルトは、AV のテキスト (S. 55、下欄) では、AV 1・107・b の対応条項として、(このレーン法46・1だけでなく) 後出レーン法55・2をも挙げているが、この度の邦訳に当たり、AV 1・107・b および (その) レーン法55・2と比較・検討した結果、(再び)、上記の私見には問題がある (したがって、レーン法19・2の *vor gerichte* の語も、——旧説のように——「(ラント法廷をも含む) 法廷において」と解する方が正しい) のではないか、という疑問を抱くにいたった。しかし、この問題については、レーン法55・2を含めた後出の関連諸条項で検討することにし、ここでは、そのための準備作業として、(前出レーン法19・2との関連は考慮に入れて、しかしできるだけ先入観なしに) レーン法46・1と AV 1・107・b ~ 1・108 (特に両者の相違) の比較・検討を厳密に行うことに努めたい。
- 2) この箇所、「レーン法」の *sake* の語を「事柄(ないし、事案)」、AV の *causa* の語を

(単に)「事案」と訳し分けたのは、後註・3および4で述べる両者の「相違」を念頭においたからである。

- 3) 「レーン法」の a - a の件を AV の対応箇所 (=AV 1・107・b) と比較してみると、前者には後者のうち (d - d の符号を付した) 「家臣が主君の問責から (否認) 宣誓によって逃れることができるのに優先して」(potius, quam incusationem domini homo evadat iuramento) という件に対応する箇所が見当たらない。「レーン法」ではもつと後の註・8の箇所に、このうち「(それについて) 家臣か (否認) 宣誓をもって逃れることができるよりも優て」に対応する表現 (=bad……, denne (is) de man unsculdich werden mute) が補われているが、そこにも incusatio domini に当たる語 (たとえば des herren sculdegunge) は姿を見せない (念のために一言すると、「レーン法」のその件の代名詞 is は disse dre sake を承けたものである)。したがって、レーン法 46・1 では、対応する AV の条項にあった「主君の(ないし、主君による) 問責」の語が「削除」されている、ということになる。この点 (は特に前出レーン法 19・2 の解釈とも関係してくる可能性もあって気になるが、これ) については、ひきつづき次註・4 を参照されたい。
- 4) 「レーン法」のこの件を AV の対応箇所と比較してみると、後者では「主君がレーン法廷において家臣に関して手に入れたもの(ないし、こと)」とあったのが、前者では「家臣がレーン法廷において話しまたは行う(ないし、行った) こと」という (単にレーン法廷における家臣の「言動」を指す) 表現に「改訂」されていることが判る。AV では、前註・3 で述べたように、それよりも前のところで「主君の(ないし、主君による) 問責」ということが明示的に述べられているから、そこで「主君がレーン法廷において家臣に関して手に入れたもの」と言えば、容易に、具体的にはそれが (家臣に科され、主君に支払われる) 「罰金」や (家臣から判決をもって剥奪され主君の手に戻る) 「所領」を言うのではないか、と推定することができる。「レーン法」では、このうちの「罰金」については、(AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足されたと目される) 後出レーン法 51 において、法定年期限内においては、家臣は、彼 (=家臣) が居合わせていないところで、彼に対して判決をもって科されを罰金を、主君に対 (抗) し、聖遺物にかけて (の宣誓をもって) 否定することができる、とされているから、著者がこのレーン法 46・1 では、その場合のことを念頭に置いて (=このレーン法 51 の場合を含まないように) 表現を改めたことが考えられる。(ただし、そのレーン法 51 は、その後さらに、「ただし、主君が、本書の前どころで述べられているように、彼に対してそれ (=罰金ないしそれが科されたこと) を証人をもって立証する場合は、その限りでない」、と述べているから、この点については「レーン法」で AV 1・108、註・4 の箇所の論旨そのものが改訂されたわけではない)。「レーン法」における「改訂」の理由としてもっと注目されるのは、(主君に問責された家臣から「剥奪」される) 「所領」の方である。「レーン法」では、後出レーン法 55・2 で、(「罰金に及び、またレーン法廷で行われたすべての問責」を主君が証明する手続

＝「彼の家臣 2 人（と自分とも 3 人）の証人」によるそれと峻別して、「家臣がそれ（＝問責）によって彼のレーン^レを喪失しうる場合」には、「彼の家臣 6 人（と自分とも 7 人）の証人」による立証が必要とされており、前出レーン法 42・1（＝AV 1・107・a）（註・10の箇所）でも、（所領を希求または引き戻すべき年期を懈怠したとして問責される）家臣の否認（ないし、潔白の）宣誓を却けるためには、主君は（家臣から所領（の占有権）だけでなく、「すべての権利」が判決をもって剥奪されたことを）彼の家臣 6 人（と自分とも 7 人）の証人をもって立証しなければならない、と明記されている。この手続は、レーン法 46・1 では後（註・10の箇所）に述べられている「それらのことを見また聞いた家臣 2 人とともに（自分とも 3 人の）証人をもって」という証明手続とは異なっており、したがって、レーン法 46・1 には、（少なくとも）家臣が主君に問責されて所領を判決をもって剥奪される場合のことは含まれていない、ということになる。これに対して AV では、この 1・107・b（a-a の箇所）に証人の数が明記されておらず、直前に位置する 1・107・a では（対応するレーン法 42・1 と同じように）「彼の家臣 6 人の証言を必要とする」、と述べられている。したがって読者は、この AV 1・107・b（a-a の箇所）の証人の数も「6 人」（ないし、自分とも 7 人）と理解し、さらに前条（＝AV 1・107・a）のケースもこの AV 1・108（本註・4 の箇所）に含まれる、と誤解する可能性が大きいであろう。このように考えると、「レーン法」（本註・4 の箇所）における「改訂」は、むしろこの点を「補正」してそうした誤解の生じないようにするためのものである、と推定することもできるであろう。

- 5) des rikes denest = regis (iustum) servitium の語については、前出レーン法 4・1、AV 1・9、註・1 を参照。ひきつづき次註・6 を参照されたい。
- 6) この箇所、AV では（単に）「彼（＝家臣）自身に告げられた」（sibi intimatum）となっているのに対して、「レーン法」では（主君が）「それ（＝その命令）を聞いた家臣たちを証人としてもつ」と改められている。もちろん、前出 AV 1・9（＝レーン法 4・1）では、「正当な国王（へ）の勤務が……彼（＝主君）の二人の家臣に聞こえるように命令されるならば」（なお、前出レーン法 4・1＝AV 1・9 では、この後に²⁾ が欠落している。この機会に補足しておきたい）となっており、それを参照すれば誤解の余地はないはずであるが、「レーン法」では後註・8 の箇所でも「それらのことを見また聞いた彼の家臣二人とともに（自分とも 3 人の）証人により」と明記されているのに対して、AV でこれに対応すると見られる a-a（前註・3）の箇所でも、単に「証人（による立証）によって家臣を承服させる」となっていて、この「証人」（の数やそれ）が目撃証人でなければならないことは明記されていないので、（単に）「彼自身に告げられた」と言っただけでは、次の（使者によるそれをも含む）レーン法廷への召喚の手続との区別がはっきりしない可能性もある。「レーン法」でこの箇所にも「それを聞いた（証人）」の語を補ったのは、おそらく以上のことに配慮したからである、と考えられる。後註・8 も参照されたい。

- 7) この第2のケースは、(前註・3で述べたように)、「主君の(=主君による)問責」という文言のない「レーン法」では、(前註・4の箇所)の「何であれ家臣がレーン法廷において話しまたは行いまたは確約(ないし、誓言)する(ないし、した)こと」と同じように、(主君が「家臣に対しライヒ(へ)の勤務(=軍役)を判決をもって命令した(か否か)」という事実が問題になっている、と理解することが(ないし、も)できる文言になっている。これに対して、AVでは、(前註・3で述べたように)、この第2のケースも(主君が家臣を問責する)「三つの事案」の一つとして位置づけられているので、この場合「問責」の事由(ないし、対象)になっているのは、(主君から家臣に)「正当な国王(へ)の勤務が判決をもって命令され彼自身に告げられた」のに、家臣がそれ(=その事実)を否認したこと(自体)なのか、それとも(むしろ)家臣がその命令にもとづき「国王(へ)の勤務」に従事することを怠り、そのことを主君から「問責」されているのであって、そうした「命令」が下されたこと(あるいは、その「命令」を聞いたこと)を否定することによって「釈明」したために、その事実をめぐって争われているにすぎない(のではない)のか、という疑問が生じ(う)るであろう。(因みに、(少なくとも)一般には、家臣が「国王(へ)の勤務」を怠った後でなければ、家臣にそれが判決をもって命令され(また彼自身に告げられ)たか否かが主君と家臣の間で問題になることは考えにくいであろう。もし家臣がその「国王(へ)の勤務」に従事できないのであれば、事前に(たとえば「病氣」などの)「真にやむをえない事由」を証明すれば(前出レーン法24・7 = AV 1・55・bを参照)、少なくとも、さらに(主君から授領している所領^{レーン}からの年収の10分の1相当の「軍役税」(ないし、軍役代納金)を支払えば(次のレーン法46・2 = AV 1・110を参照)、そうしたことが(事前に)主君と家臣の間で問題になる余地はない、と考えられるからである。さらに、家臣が「国王(へ)の勤務」を怠った後にそのことを「問責」されたのだとすれば、それに対する制裁が「罰金」だけですむのか、ということも疑問にな(り)うるが、これに関しては、(一般に)家臣が主君に支払う「罰金」は10ポンドであり(後出レーン法68・8 = AV 2・53、および、ラント法3・64・2を参照)、この金額は年収100ポンドの「レーン財」——仮に(前出レーン法12・1 = AV 1・37、および、後出レーン法69・2 = AV 2・58に見られる半フーフェ(=年収)5シリングのレーン財という考え方をもとに計算すれば、200フーフェの所領——を受領している家臣の「軍役税」に相当し、(一般には)(小)家臣の支払うべき「軍役税」を(かなり大幅に)上廻ることになるであろう、ということも併せて指摘しておきたい)。以上については、後註・9をも参照されたい。
- 8) このc-cの件は、(AVに対応箇所がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、そのうちの「彼(=主君)自身が(それを)判決をもって口から口へと彼(=家臣)自身に」という表現(特に、「口から口へと」と「(主君および家臣)自身」の関係)は、この箇所だけではよく理解できないであろう。しかし、後出レーン法65・9(=AV 2・11~2・13)には、主君がある家臣を(裁判期日を定めて)召喚

する場合、その家臣がそこに居合せなければ、「使者」を送って通告させるべき旨が述べられているから、「彼自身が口から口へと彼自身に」という表現は、「たとえ使者を介しても、(その使者には)主君自身が(またその使者からは)家臣自身に(通告しなければならない)」という意味に解することができる(なお、この場合、主君が家臣を「召喚」したことの証人になるのは、「使者」および使者の通告を目撃した「家臣二人」ということになる。また、(前註・1で触れた前出レーン法19・2との関連で言えば)、このような形での家臣への「通告」は、——第1および第2のケース、さらにこの第3のケースのうち「召喚」(の決定)そのものとは異なり、(物理的には)レーン法廷外で行われることになるであろうが、それがレーン法で行われた「召喚」の延長線上にあり、(法的には)それに含めて理解することのできるものである)。

- 9) この第3のケースにおいては、主君から(レーン法廷の判決をもって)レーン法廷に召喚され(それを通告され)た家臣が裁判期日に出頭せず、後日、その不出頭を「釈明」するために「(レーン法廷の判決をもって、そこへ)召喚され(それが彼に通告され)た」事実(そのもの)を否定しようとしていることは明らかであろう。この場合、家臣はなぜ(あるいは、何のために)レーン法廷に召喚されたのであろうか。(たとえば、前出レーン法45・3でも述べられているように、「原告」として訴えを起こし(て所領を訴求し)た家臣も、(裁判期日を定めて)レーン法廷に召喚されるが、その場合、家臣が出頭しないと、彼はその「訴え」(ないし、訴求した所領)を失うだけで、不出頭について主君から問責されることはない(前出レーン法43・2をも参照)。したがって、この場合については、この条項(この件)の規定は、たとえ家臣が後日そうした釈明をしても、主君が「召喚」(および、「通告」)の事実を立証すれば、家臣の訴え(ないし、訴求)は却けられたこと(ないし、まま)になる、という意味をもつことになる)。(そこで)家臣が(何らかの「罪過」(scult)のかどで)レーン法廷に召喚され主君から「問責」される場合にしばって考えてみると、次の二つのことを見逃すわけにはいかない。
- ① 主君による「問責」(を家臣が承服し、または、主君が立証・貫徹した場合)の帰結(=家臣に科される制裁)は、(AVが想定しているように)「罰金」には限らず、「所領の喪失」に及ぶこともある、ということ(たとえば、前出レーン法42・1のケースを参照)。(前註・4で述べたように、この条項にはそうしたケースが含まれていないとしても)、② 家臣が「問責」される事由(=家臣の「罪過」)のいかんにかかわらず、彼が最後までレーン法廷に出頭しない場合に科される制裁も(「罰金」ではなく)「所領の喪失」とされているだけでなく、そうした制裁は家臣が出頭して(ほんらいの)「問責手続」に服するように仕向けることが目的であるから、家臣が(最終的に所領を失うまでの間に)出頭すると、(たとえ所領(の占有権)を剥奪されてから所領を引き戻した場合でも)、(ほんらいの)「問責手続」が始まるとされており、したがって、この場合、たとえ家臣に「罰金」が科されても、それは不出頭に対する制裁としてではなく、彼がもともとその責を問われていた事由についての制裁としてであること(以上については、(前出レーン法43・1、註・5で触れた)後出レーン

法65・1～65・22、および、レーン法66・1～66・3の諸条項を参照されたい)。したがって、このレーン法46・1の第3のケースを、家臣が(レーン法廷への)「召喚」(および、その「通告」)を否定したため、そのこと(自体)について主君から「問責」され(「罰金」を科され)るケース、と理解するわけにはいかず、それとは別な(何らかの)事由によって主君から(その責を問われて)レーン法廷に召喚されたにもかかわらず(最後まで)出頭しなかった家臣が、後日(おそらく、所領を完全に喪失した後に)、彼の不出頭を「釈明」しようとして、「召喚」(および、「通告」)の事実を否定しようとしたもの、と解さなければならないであろう。(なお、それによって、前註・7で述べた第2のケースについても、「問責」の事由は、家臣が「ライヒ(へ)の勤務」を怠ったことであり、それが彼に「命令」されたことを彼が否定しているのは、後日(「ライヒ(へ)の勤務」の懈怠について責を問われた)家臣がそれを「釈明」するためである、と解するの妥当ということになるであろう。また、以上に述べたことについては、前註・1で解れた、石川「裁判(権)」における私見をも参照されたい)。

- 10) この箇所は、前註・3で指摘したように、AVではa-aの件に含まれており、それが「レーン法」ではこのd-dの件に移されたと解されるものであるが、前註・4と6でも指摘しておいたように、AV(a-a)の件には証人の人数が(明示的には)述べられていない。
- 11) この箇所、AVで「法(の定める)手続に従って」(ex iustitia)と言われていることは、具体的には、対応する「レーン法」の記述から「それらのことを見また聞いた彼の家臣二人とともに(自分とも3人の)証人により(立証する)」という手続であることが判る。ただし、この点については、(前註・8で触れた場合には、「使者と(使者による通告を見聞いた)彼の家臣二人」が証人になるはずである、というだけでなく)、(AVに対応条項のない)後出レーン法55・2(前註・4を参照)で改めて論じられ(主君による問責が家臣のレーンの喪失に及びうる場合には、主君は「彼の家臣6人とともに」(自分とも7人の証人により)立証しなければならない、ということが補足されることになる)。
- 12) AVのこの(e-e)の件は、レーン法46・1には対応箇所がないが、少し後の後出レーン法46・3で、独立の条項として述べられていることに対応している。

46・2^{a)} 家臣が主君を二人またはそれよりも多くもち、¹⁾ それらの者(=主君たち)がすべて彼(=家臣)にライヒ(へ)の勤務(des rikes denest)(=軍役)²⁾を命ずる(ないし、命じた)場合、彼(=家臣)は彼(=家臣)にそれ(=ライヒ(へ)の勤務)を最初に命じた者(=主君)とともに出征し(varen)、そしてそれ

以外の者 (=主君) すべてには軍役税 (heresture)³⁾ を支払わなくてはならない、(すなわち) 彼 (=家臣) が彼 (=主君) から受領している (レーンから) 毎年 (上がる収益の) 10分の1 のシリングまたはポンドを。⁴⁾

AV 1・110 ^{a)}家臣が主君を2人または3人もつ場合、¹⁾ もし彼等 (=主君たちのうち) の誰かが彼 (=家臣) に、(他の主君よりも) 先に国王 (へ) の勤務 (regis servitium) (=軍役)²⁾ を告知する (ないし、した) ならば、家臣はその者 (=主君) に (従って) 勤務 (=出征) すべきであり、そして他の者 (=主君) たちには出征援助金 (expeditionis auxilium)³⁾ を支払うべきである、彼 (=家臣) が彼等 (=彼の主君たち) からレーンを受領している場合には。⁴⁾

- 1) いわゆる「二重 (ないし、複数) 主従関係」(Doppelvasallität) である。
- 2) des rikes denest = regis servitium の語については、前出レーン法4・1 = AV 1・9、註・1、および、レーン法46・1 = AV 1・108 (註・5の箇所) を参照。
- 3) her(e)sture の語は前出レーン法34 (註・4の箇所) にも見られる。なお、AV の expeditionis auxilium の語がより直截にその目的・性格を現しているが、それを考慮に入れると、her(e)sture の語も「軍役代納金」と訳した方が良いかも知れない。
- 4) 前出レーン法4・3 = AV 1・13、註・2の箇所を参照。なお、この条項の場合の「軍役税」(ないし、「出征援助金」) が (皇帝戴冠のための) ローマ遠征の場合と同額であることから、(少なくともこの条項の) 「ライヒ (ないし、国王) (へ) の勤務」ないし「出征」が (かなり) 長期にわたる大規模なものであること、また (特に) 二人以上の主君が「すべて」(一斉に) 家臣に「ライヒ (ないし、国王) (へ) の勤務」を命ずる場合がありうると想定されていることから、それが (特に) (もとを辿れば) 国王から命じられた「勤務」であることが推定できるであろう。これらの点については、さらに次のレーン法46・3 = AV 1・108をも参照されたい。

46・3¹⁾ ^{a)} また、いかなる主君もライヒ (へ) の勤務 (des rikes denest) (=軍役)²⁾ を、それ (=ライヒ (へ) の勤務) がそれ以前に彼 (=自分、主君) に判決をもって命じられたの (=命じられた後) でなければ、³⁾ 彼の家臣に命じてはならない。^{a)・4)}

AV 1・108 (後段) (再掲)¹⁾ ^{a)} しかしながら (主君は)、国王 (へ) の勤務 (servitium regis) (=軍役)²⁾ を、(それが) 彼自身に判決をもって命じられる以

前に、³⁾ 家臣に命じてはならない。^{a)・4)}

- 1) このレーン法46・3はAV 1・108(の後段)に対応している(つまり、AVではもともと(レーン法46・1も対応する)1・107・bと1・109の間に位置していた1・108の一部であったものが、「レーン法」では独立の条項として(AV 1・110に対応する)46・2の後に移されたものである)。ここでは、AV 1・108のうち、レーン法46・3に対応する後段だけを再掲する。
- 2) des rikes denest = servitium regisの語については、前出レーン法46・2=AV 1・110、註・2を参照。
- 3) ショットは、石川「レーン法と国制」(1)、454頁、註・26でも指摘したように、「レーン法」(この件)の eme を diesem と訳し、それを(「主君」でなく)「彼の家臣」と解している(Sch., S. 293 = “Kein Herr darf seinem Mann zum Reichsdienst aufbieten, wenn es diesem nicht vorher durch Urteil geboten wurde.”)。しかし、彼が geboten (=命ずる)と aufbieten (=動員する)と訳し分けた箇所は、原文ではいずれも同じ語(「レーン法」では(ge)beden, AVでは praecipere)が用いられており、さらに(彼が diesem と訳した)「レーン法」の eme の語に対応する箇所では AV は sibi の語を用いている。それだけでなく、前出レーン法4・1=AV 1・9によれば、主君が家臣に対して(出征の6週前に)判決をもって「ライヒ(へ)の勤務」を「命ずる」ことが(とりも直さず)家臣を「動員する」ことである、ということははっきりしているから、ショットのようにこの件の eme (= sibi) を「家臣」と解し、geben = praecipere の語を(すぐ前のそれと)訳し分けることは何としても無理である、ということは明らかであろう。
- 4) これらの条項で述べられているように、ある主君がその家臣に「ライヒ(ないし、国王) (へ)の勤務」(=軍役)を命ずるのは彼(=主君)自身に(上級主君から)それが判決をもって命じられた場合に限られる、ということになれば、(上級主君、あるいは、そのまた主君についても同じことが言えるはずだから)、家臣の「ライヒ(ないし、国王) (へ)の勤務」(=軍役)は(もとを辿れば)すべて「国王」の命に発し、その意味でも「ライヒ(ないし、国王)の(命じた)勤務」であって、主君が自らの必要(=フェーデ)のために家臣に「軍役」を命ずる場合のことは想定されていない、ということになる。家臣が(直接には主君に対して)義務を負う「軍役」について、AVでは regis の語が用いられ、それがさらに「レーン法」では des rikes に改められていることも、このことと無関係ではありえないと思われるが、その点については、石川「レーン法と国制」(1)436頁、442~443頁、および、「ヘルシルト制」(4)、888(特に891)頁以下を参照されたい。

47・1^{a)} ある家臣が、彼の主君の息に(対して)ではなく、(それとは)別の主君(=上級主君)に(対して)彼の所領の授封更新を求める(volget)場合、¹⁾そしてこの(=上級)主君が彼(=家臣)にその所領(が彼の所領であったこと、したがってまた、彼に授封されるべき所領であることを)承認しない場合は、²⁾それ(=彼の所領)を彼(=家臣)は最初(=前)の主君の家臣たち(=彼の家臣仲間)とともに(証人になって)立証(・取得)すべきである。³⁾これらの者(=彼の家臣仲間)に人(=上級主君)は、最初的主君の(=前の主君に捧げられた)忠誠宣誓にかけて(bi sines ersten herren hulden)、問う(=証言を求める)べきであり、⁴⁾また人(=上級主君)は、いかなる事でも(=彼等が(まだ)自分に忠誠宣誓を捧げた自分の家臣ではない、という理由で彼等が証人として証言することを拒んだり、または、彼等の証言の信憑性を疑ったりなどして)彼等を圧迫して(=彼等を不利に扱って)(besweren)はならないのであって、⁵⁾ ^{b)}もし彼(=上級主君)が、彼等(=彼の家臣仲間)が彼等の(前)の主君に忠誠宣誓(hulde)を捧げたことを信じ(truwen)ようとしないのであれば(ないし、しなくても)、⁶⁾彼等(=彼の家臣仲間)は、彼等が(証人として)証言する前に、そのことを聖遺物にかけて宣誓(して保障)する(geweren)⁷⁾ことができるし、あるいは、(証人として証言した後であれば、(彼等は)その証言(が真実であること)を聖遺物にかけて宣誓(して保障)する(geweren)⁷⁾ことができる。^{b)・8)}(ただし)これらの証人を(上級)主君は、彼(=証人)が(前)の主君の家臣であっただけでなく)同じように(=同時に)彼(=上級)主君(自身)の家臣(も)ある場合のほかは、誰をも義務として裁判集会に連れてくるに及ばない。^{9)・a)}

AV 1・111^{a)} 家臣が、彼の(前)の主君の息に(対して)でなく、(それとは)別の(=上級)主君に(対して)彼のレーンの授封更新を求める(sequitur)場合、¹⁾そして(上級)主君がそれ(が彼のレーンであったこと)を承認し(ようと)しなかった場合は、²⁾(家臣は)前)の主君の家臣たちとともに(証人として証言することによって)それ(が自分のレーンであったこと)を立証しなければならず、³⁾これらの者(=前)の主君の家臣たち)を(上級)主君は(その際)いかなることに ついても圧迫してはならず(gravabit)、⁵⁾前)の主君の(=前)の主君に捧げられた)忠誠)宣誓にかけて(per votum prioris domini)⁴⁾(彼等に)問う(=証言を求める)べきである。(これらの)証人を(上級)主君は、(その証人が)前)の主君か

らだけでなく) 彼 (=上級主君) から同じように授封されているのではない限り、義務として(レーン法廷に) 連れてくることはない (=連れてくるには及ばない)^{9) a)}

- 1) ここまでのところから、この条項で扱われているのは、家臣が(新しい) 主君に授封更新を求める場合のうち、主君が息^{レーン}=封相続人を遺して死亡した場合は除き、それ以外の事由で(つまり、主君が息^{レーン}=封相続人なしに死亡したり、主君が家臣の所領を返還したり、主君から家臣の所領が判決をもって剥奪されたり、あるいは、主君が一方的に家臣に対して主従関係を解約したりして——最後の場合については、前出レーン法44・1、および、20・4を参照) 家臣が新しい主君に授封更新を求める場合のことである、ということが判る。これは、(特に) 前出レーン法25・1=AV1・57、1・58で扱われているケースであるが、この場合、家臣の(=家臣に前の主君から授封されていた) 所領は上級主君の手に戻るから、家臣が授封更新を求めるのは上級主君に対してということになるが、家臣はそれ際上級主君に対して、上級主君が自ら所領を授封するか、それとも(前の主君と少なくとも同じシルトをもつ) 新しい主君を指定するように求める。したがって、この家臣に(改めて) 所領を授封する主君は、「上級主君」とは限らず、(上級主君が指定した) 「新しい主君」をも含むのではないか、とも考えられるであろうが、それにもかかわらず補訳でそれを「上級主君」に限った理由は、次のレーン法47・2=AV1・112、特にそれへの註・7で明らかになるはずである。なお、volgen = sequiの語については、前出レーン法2・6=AV1・7、註・2を参照されたい。
- 2) 一般に、家臣が授封(更新) を求めて主君の許へもちこんだ所領を(特定して、具体的に) 申告したのに、主君がそれ(が彼に授封されるべき所領であること) を承認しなかった場合に家臣がとるべき手続(=対抗手段) については、前出レーン法24・3~24・9=AV1・54~1・57に詳しく述べられている。(また、家臣が上級主君に対して所領の授封更新(または、新しい主君の指定) を求める場合、家臣が(授封されるべき) 所領(を特定して具体的に、また、それを彼に授封した主君の名) を申告すべきことは、すでに(AVに対応条項のない) 前出レーン法15・2に明記されている)。したがってこの件から、このレーン法47・1=AV1・111が前出レーン法24・3=AV1・54以下の諸条項(および、「レーン法」ではさらに前出レーン法15・2)の「補足」であることが判るであろう。ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) (前註・2で触れた) 前出レーン法24・3(=AV1・54) 以下の諸条項によれば、家臣が主君に対して所領の授封(更新) を求めた場合に主君がそれを承認しないと、一般には(つまり、家臣が上級主君に対して授封更新を求めるのではなく、家臣の息^{レーン}=封相続人が(亡) 父の主君に授封を求め、あるいは、家臣(本人) が(それまでの) 主君の息^{レーン}=封相続人に授封更新を求める場合——以下においては、煩雑にわたるので、主君が

死亡し家臣がその封相続人^{レーン}に授封更新を求める場合にしばって論を進める)、主君(つまり、死亡した主君の息^{レーン}=封相続人)は家臣の指名する7人の家臣たち(=家臣から見れば、彼の家臣仲間)に証言を問(=証人として証言を求め)、そのうち(家人本人とも)3人が家臣の主張を支持すれば、所領は家臣のレーンであることが立証されたことになる。ところが、このレーン法47・1=AV 1・111の場合は、家臣は上級主君に対して授封更新を求めるのだから、上級主君のレーン法廷に、上級主君から(すでに)授封されその家臣でもある彼の家臣仲間(=前の主君の家臣たち)が(後註・9の箇所で示唆されているように、2・3居合わせることはあっても)必要な数だけ(つまり、少なくとも7人)常に居合わせている、ということを想定するわけにはいかない。しかし、この場合、問題の(=上級主君が承認しようとしな)所領が前の主君から家臣に(事実)授封されていたか否かを知りうる立場にあるのは、一般には、(上級主君の家臣ではなく)前の主君の家臣(=この条項の「家臣」の家臣仲間)に限られる。そこで著者・アイケは、——前出レーン法38・3において、(それへの訳註、特に註・2、5、6などで詳論したように、AVにはまだ見られない) *gemene gewere* とは峻別された *lenes gewere* の概念を導入し、後者を立証するための証人になりうるのは(当該)主君から(一定規模以上の——同じくAVに対応条項のない前出レーン法9・1、註・3を参照)レーンを授封されている家臣仲間に限られる、という「原則」を明確にしているにもかかわらず、——このレーン法47・1=AV 1・111のケースについては、その「例外」を認めざるをえなかったもの、と推定される。(この場合、家臣が前の主君から所領を授封していたことを知りうる立場にあるのは、(上級主君の家臣たちではなく)彼の家臣仲間=前の主君の家臣たちであるから、もし後者を証人として認めなければ、家臣が上級主君に授封更新を求めた場合にその立場が著しく弱められ、極言すれば、上級主君が所領を否認すれば、家臣の授封更新請求権が空に帰するずそれさえあるからである)。なお、後註・5と8をも参照されたい。

- 4) 「問う」(*vragen = interrogare*)の語については、前註・3で触れた前出レーン法24・2=AV 1・53以下の諸条項、特に前出レーン法24・4=AV 1・55・aで同じ語が用いられている箇所を参照されたい。また *bi des ersten herren hulden* の語については、前出レーン法3(註・1の箇所)の *hulde (dun)* の語を参照。そこでは、対応するAVの条項(=1・8)にこれに直接対応する語はなかったが、(レーン法47・1に対応する)AV 1・111では、これに対応して (*per*)*votum (prioris domini)* の語が用いられている(なお、*votum* の語は後出AV 2・22、2・24にも見られる)。前註・3で述べたこと(および、次註・5で述べること)との関連では、この *bi des ersten herren hulden = per votum prioris domini* の語が、「上級主君は、たとえ家臣たちが(まだ)彼に忠誠宣誓を捧げ(彼の家臣になっ)ていなくても、(死亡した)前の主君に捧げた忠誠宣誓にかけて家臣たちに証言を求めるべきである」、という含意をもつことは改めて説明するまでもあるまい。

- 5) この件、「レーン法」の *ne scal se an nichte besweren* (AVでは *quos dominus in nullo gravavit*) を、ヒルシュは *man soll sie durchaus nicht beschweren* と訳した上で、mit einem Eid と註解し (Hi., S. 146, u. Anm. 2 dazu)、ショットは (それを承けて) *man soll ihnen nicht eine Eidesleistung zumuten* と訳している (Sch., S. 294)。しかし、こうした訳では、上級主君は家臣たちに「宣誓」(一般) を求めてはならない、ということ (少なくとも、そう受け取られる余地を残すこと) になり、すぐ後 (註・6) の箇所、家臣たちが「聖遺物にかけて (宣誓する)」とされていることとの整合性が問題になる (ないし、なりかねない)。もちろん、ヒルシュやショットが Eid の語で「忠誠宣誓」のことだけを考えている可能性もあるし、上掲・邦訳の「補訳」の中には、当然、上級主君が家臣たちに (あらかじめ) 自分に忠誠宣誓を捧げることを求めること (の禁止) も含まれ (う) るが、*besweren* (= *gravare*) の語をそのように限定的に理解することは無理であり、この件についてはむしろすぐ後に「レーン法」で補足された b-b の箇所との関連を重視しなければならないであろう。それについては後註・6 と 8 を参照されたい。
- 6) b-b の件は、(後註・8 で改めて述べるように) AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものである。そこで、(前の主君の) 家臣たちが (前の主君に) 忠誠宣誓を捧げたことを上級主君が信じようとししない場合のことに (わざわざ) 言及されていることは、前註・5 の箇所の *besweren* の語を解釈するに当たっても重視する必要がある、と思われる。(著者が b-b の件を「レーン法」で補足したのは、直前に位置する「(上級主君は) いかなる点でも彼等 (= 前の主君の家臣たち) を圧迫してはならない」の一文は (それだけでは) いかにも否足らずと感じたから、と推定される。なお、この一文が b-b の直前に位置しているのは、AV と文の配列を変えた結果であることに注意されたい)。後註・8 をも参照されたい。
- 7) この箇所の *geweren* の語については、前出レーン法 24・6、註・3 を参照されたい。ただし、この箇所では、家臣 (たち) が (この点については家臣仲間の助けを借りずに) 自分の主張を自分の宣誓だけで貫徹することができる、という含意を強調するために、「保障する」という補訳を加えておいた。ひきつづき次註・8 を参照されたい。
- 8) b-b の件は、すでに前註・6 で指摘したように、AV に対応箇所がなく、直前 (註・5 の箇所) の (AV の対応箇所と比較すれば明らかなように、「レーン法」でその直前に移された) 「(上級主君は) 彼等 (= 証人になるべき家臣仲間 = 前の主君の家臣たち) を圧迫してはならない」という一文を補足しようとしたもの、と考えられる。上掲・邦訳、註・5 の一文で、「いかなる点でも」の後に「彼等が (まだ) 自分に忠誠宣誓を捧げた自分の家臣でないという理由で彼等が証人として証言するのを拒んだり、彼等の証言の信憑性を疑ったりなどして」という補訳を加えたのは、この b-b の件で、(上級) 主君が、(彼等が証言する前に) 彼等 (= 家臣たち) が前の主君に忠誠宣誓を捧げたことを信じなかった場合、あるいは、(彼等が証言した後

に) 彼等の証言 (の信憑性を疑った場合、それが真実であること) について、「聖遺物にかけて宣誓することができる」、とされていることにもとづいたものである。なお、(これも AV に対応条項のない) 前出レーン法24・6によれば、一般に、主君に授封(更新)を求めた家臣が(主君が承認しない所領を自分に授封されるべきものであることを立証すべく) 彼の家臣仲間を証人として指名した場合、もしその中に主君が所領を授封した覚えのない家臣が含まれていれば、主君は「聖遺物にかけて」宣誓すればその者を証人から除くことができる、とされている。これを、このレーン法47・1、b-bの件と比較すると、家臣が上級主君に授封更新を求め(上級主君の承認しない所領を自分に授封されるべきものとして立証する) 場合の方が、証人になるべき家臣たち(=授封更新を求める家臣の家臣仲間)の地位がより手厚く保護されているように見えるかも知れない。しかし、そこには次のような状況の差が(公正に)反映しているにすぎない、と解すべきであろう。すなわち、前出レーン法24・6の場合は、家臣に所領を授封したか否かは、主君(本人、または、その息)にかかわることであり、そこ(ないし、そのレーン法廷)に居合わせているその家臣たちもすべてそれを知りうる立場にあり、さらに除斥される家臣には異議の申立も認められていないの対して、このレーン法47・1の場合は(上級)主君は家臣に自ら授封したわけではないからそれを疑おうと思えばいつでも疑うことができるし、また、そこに居合わせる彼の家臣たちも(前の主君による)授封を自ら知りうる立場にはないから、レーン法24・6のように主君の(否認)宣誓による証人の除斥をこの場合にもそのまま適用すると、(前の主君の)家臣たちは主君の懷疑に対抗するすべがなくなり、彼等の授封更新請求権は空に帰するおそれがある、という差がそれである(この点については、前註・5をも参照されたい)。

- 9) この点についても、前註・8で触れた前出レーン法24・6を参照。ここでは、主君は家臣が証人として指名した者のうち7人を自らの責任でレーン法廷に連れてこなければならぬ、という「原則」を前提して(前出レーン法24・3を参照)、所領を授封した覚えがないとして「聖遺物にかけて」除斥した証人は法廷に連れてくるに及ばない、とされている。これに対して、このレーン法47・1では(上級)主君には証人になるべき前の主君の家臣たちを「聖遺物にかけて」却けることが認められない反面、主君は(自分の家臣ではない)前の主君の家臣たちを法廷に連れてくる義務からは解放されるということによって(両者間の)バランスが保たれていることに注意されたい。

訂正

本稿(7)(本誌52巻6号、2071~2070頁)所収のAV1・88の邦訳(以下、「旧

訳」と言う)を次のように改めたい。

AV 1・88¹⁾ 世俗の生活 (secularis habitum) を聖界の(ないし、霊的な)(それ)へ(と) (in spiritaalem) 改める (=世俗の生活を捨て修道院に入った者²⁾ は、(息があっても)レーンを相続させることをえず、³⁾ また(彼の)レーン(について)の期待権 (beneficii expectatio) (=ゲディングゲ) (をもっていた者があっても、それは期待権者にとって消滅したことになる。^{4)・5)}

- 1) 「旧訳」の註・1を参照。(ただし、4行目の「後註・3」は「後註・5」に改めなければならない)。
- 2) この条項に対応する Görlitzer Rechtsbuch の I 88 (= 21 §1) は、Swer sin werltlich lebin vorwandelit in ein geistlich lebin, der ne erbit sin len an sinen sūn (後註・3を参照) nicht, unde swer gedinge an sime lene hat (後註・4を参照)、der ist dar abe vorwisit. となっている。同法書では、この I 88 の書き出しと(実質的に)まったく同じ文 (= Swer daz werltlich lebin vorwandilt in ein geistlich lebin, der……) が、後に(エックハルトによれば、ザクセンシュペーゲル・ラント法 1・25・3 を一部底本として用いて) 修道院に入った者について述べた IV 68 (= 42 §1) の書き出しとしても用いられている。したがって、同法書の著者が AV 1・88 の書き出しを、(実質的には)「世俗の生活を捨てて修道院に入った者」と理解したことは確実である。
- 3) この箇所、「旧訳」では「レーンを相続することをえず」と訳しているが、それは間違っていたと言わざるをえない。一つには、この箇所の hereditare の語は、他の条項 (AV 1・5=レーン法 2・2、1・24=6・1、1・25=6・2、1・33=11・1、1・34=11・2、1・35・a=11・3、1・48=22・3、1・91=37・1、1・128=62・2) ではすべて erven (=vererben) の意味で用いられている。さらに、(前註・1で述べたように) この条項の主人公が(実質的に)「修道院に入った者」であるとすれば、(前註・1でも触れた) ラント法 1・25・3 に従えば、「彼はヘールシルト (=レーン能力) を放棄したのであるから、彼のレーンは彼から ledich になる (=彼の手を離れて主君の手に戻る — 前出レーン法 7・8、註・4、および、7・1、註・2を参照) はずである。(これに対して、ヘールシルト=レーン能力を(自ら)放棄した彼が、たとえば亡父のレーンを「相続」できないことは、あまりにも自明な事柄であり、わざわざ言及するに及ばないであろう)。そこで、前註・1に掲げたゲールリッツ法書に従い、「旧訳」を上掲のように改めたものである。ひきつづき後註・4と5をも参照されたい。
- 4) この件、「旧訳」では、「レーンの期待権 (=ゲディングゲ) は(聖界に入った) 期待権者からは失われることになる」、と訳しているが、この件についても、この条項の

主人公が「修道院に入った者」であるとすれば、彼が仮に（他の家臣の所領について）ゲディングゲをもっていたとしても、それを失うのは自明のことであるだけでなく、さらに、彼が自分のもっていたゲディングゲを失うということを言いたいのであれば、「その者からは」ではなく「期待権者からは」と言うのは不自然であろう。そこでこの件の訳も、ゲールリッツ法書に従い、上掲のように改めたものである。なお、前註・3で述べたように、ラント法1・25・3に従えば、この場合、「彼のレーン^{レイン}は彼から ledich になる（＝彼の手を離れて主君の手に戻る）」が、彼は「息＝封相続人なしに死亡した」のではないから、「彼がその所領を主君に返還した」場合と同様に、彼の所領について設定されていた（他の家臣の）ゲディングゲ（の権利）は（自動的に）消滅する（この点については、前出レーン法5・1（＝AV1・19、1・20）を参照されたい）。

- 5) この条項はなぜ「レーン法」に姿を見せないのであろうか。この条項を（ゲールリッツ法書の対応条項に従い）上述のように理解すれば、その理由は容易に説明することができるであろう。すなわち、AVのこの条項で「修道士」について書かれていることは、（すでに）「ラント法」で（一般の「聖職者」の場合と対比されながら）もっと詳しく、また、もっと厳密に書かれているので（石川「ハールンルト制」（1）、1127頁以下を参照）、この条項は「レーン法」ではわざわざ繰り返すには及ばないと考えられて「削除」されたのである、と説明することができる。（なお、ザクセンシュビーゲル（テキスト）成立史との関連で一言すれば、すでに「ラント法」で詳しく書かれているものを、ラテン語へ「訳し戻す」際にわざわざ「補足」することはまずありえないであろう、ということは改めて指摘するまでもないとして、この条項がゲールリッツ法書に対応条項をもっているのに「レーン法」で「削除」された（一方、「ラント法」で修道士に関して詳述した諸条項がゲールリッツ法書に痕跡を残していない）とすれば、それはザクセンシュビーゲルが次のような順で成立した可能性を強く示唆するであろう。
- ①「レーン法」の「ラテン語版・原本」、②（もし事実書かれたとすれば）「ラント法」の「ラテン語版・原本」、③（大幅に改訂・増補された）「ラント法」の「ドイツ語・第1版」、④（それにもとづいて改訂・増補された）「レーン法」の「ドイツ語・第1版」。

この後、「旧訳」の註・3、2070頁の段落、「ところが、AVにおいては、……」以降が（その段落から数えて9～11行目を、「その中間に位置していたAV1・88は、修道院に入った者の息が父のレーンの相続を求め、あるいは、彼の所領についてゲディングゲ（の権利）をもっていた者がその承認を求めても」、と改めた上で）続くことになる。